

古墳の周庭帯と陪冢

末 永 雅 雄

右の題名からすれば、古墳―特に大形古墳―の施設として、主墳を囲んで存在する二種の構築を取扱うことになる。前者―周庭帯―は平面的施設を主とし、後者―陪冢―は平面配置にも重要な意図をもつたと考えられるが、封土の現状において立体観の構成と、内部施設により重視すべき目的のもとに、構築せられたものであることが推察される。

かつ、この両者は主墳との関係においてそれぞれの持つ意味に、どの程度の密接さを有するかを明らかにし難い点もあるが、全然別個のものとして取扱うことも出来ないであろう、周庭帯は昭和二十九年秋、私が古墳の航空研究を開始した際にその存在が認められ、これが追究の結果、中期古墳に現われた特色ある構造として、取扱いうる施設であることがわかった。

従つて現在なお研究中の分野に属し、周庭帯のすべてが解明されてはいない。また研究者も少く、私たち一部の学徒の間で関心を示しているに過ぎないので、ここに一応その資料を纏めて、次の段階への促進に資したいと思う。この研究は陵墓の陪冢について、宮内庁の調査依托を受け、また周庭帯に対する私の希望を容れられ、その援助のもとに進めた

ものである。

陵墓実測図の利用、現地調査上の特別な配慮によつて研究を進め、また朝日新聞・近畿日本鉄道・関西航空測量の各株式会社から、航空写真の提供を受け、或は飛行機利用の便宜を与えられ、資料の収集・製図等については宮内庁陵墓課山崎鉄丸氏、中村一郎氏、島田守三氏、石田茂輔氏、富山大学教授高瀬重雄氏、日本地図協会小野三正氏を初めとする諸氏、及び上田宏範・森浩一・北野耕平・綱干善教・小島俊次・伊達宗泰・波多野忠雅・久野邦雄の諸君並びに、関西大学文学部の学生諸君からも非常な協力を受けた。ここに深厚な謝意を表する次第である。

前篇 周 庭 帯

一 周庭帯とは何か

周庭帯については、拙著『日本の古墳』に、その研究概要を記したが従来纏つた記述をしていないので、確認に至る経過から述べて今後の資

料としたい。思うに古墳におけるこの施設は、时期的に、或は形式的に、古墳文化の全般を貫くものではないが、古墳の築造企劃を観察する上にはかなり重要な事象と云える。

周庭帯最初の認識は不思議にも河内の津堂城山古墳であり、期せずして数人の、そしてその中には研究学徒以外の人たちも加わつて、この古墳における周庭帯に注目されたことである。

その最初は昭和二十九年秋、朝日新聞社が私の計劃した航空機利用の古墳研究に協力を与えられて、連日各地の古墳の上空に飛んで航空写真を集めていたとき、八尾飛行場近くにある津堂城山古墳は、見まいとしても見なければならぬ地理的位置にあつたので、着陸前のフィルム剰余を処理するために他の古墳よりも多く写真が出来た。

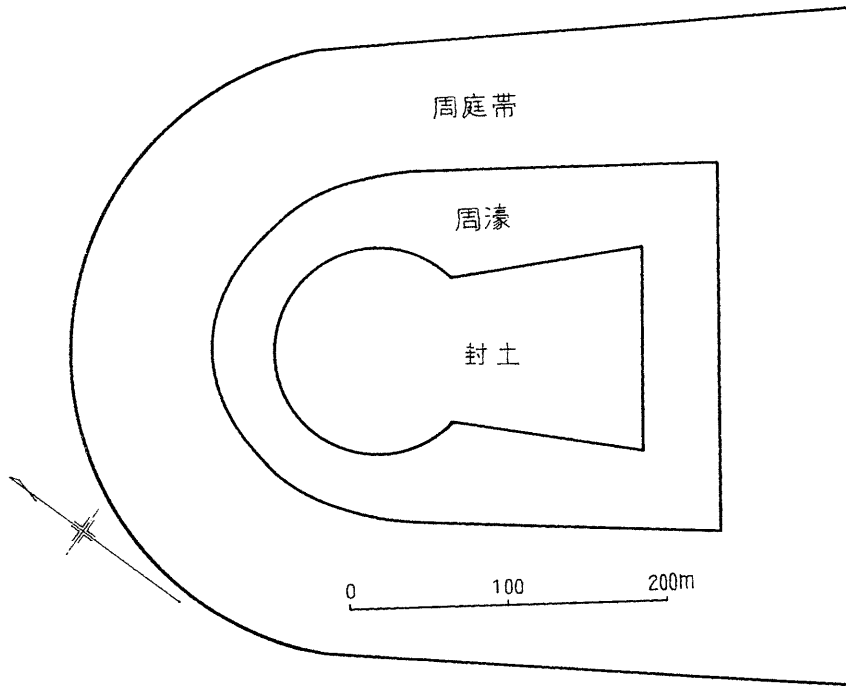
のち『アサヒ写真ブック』「空から見た古墳」でその一枚を扱つたとき、耕地化した周濠の外側に並んだ民家の線が異様な孤線を描き、それが周濠線と平行するので初めて疑問をもつた（空から見た古墳56図）。しかしこれはのちに、周庭帯の検出に直接の示唆を与えたのではなく、その疑問を残したままある時期を過した。写真は封土中心に撮影していたために、周庭帯の全貌を捉えるに至らなかつたのであつた。

その後近畿日本鉄道が、関西航空写真測量会社に依頼して撮つた、古市菅田附近の平面写真があるので、これを近鉄出版の『古墳』に使用するため焼付をつくつてもらつた際、同社勤務の高橋公男氏と見ていたときに、高橋氏が津堂城山古墳の規模の意外に大きいことに注意された。

私はこのときまだ周庭帯と云う企劃を認めうるかどうかで、なお考慮を要するとしていたが、その後間もなく森浩一君が来て同じ写真に注意をしたので、一応周濠とその外側との幅の比例を計算し、面積をとつてみると意外にも周濠外にあるものは、幅八〇メートル前後の大規模の平面であり、附近の地形地物はすでにわれわれの詳知するところであるから、これは古墳の濠外を周る外濠に類したものはあるが、水濠ではなく空隕であろうと推定するに至つた。しかし地形地物は空隕と云う、特定の名称を該当するには充分でないこともわかるので、ここに新しい施設としての命名の必要を感じた。

そのため昭和三十二年秋、考古学協会総会を奈良市で開催したときに、私はこれを会員諸氏に諮つた。後藤守一・斎藤忠博士の発言があつて「周庭帯」名を与えることとしたのであるが他に「外堤帯」の提案（浅田芳朗氏）もあつた。この名称も周濠外を囲む施設として該当する意味もあるが、現地を詳しく見ると、堤としていわゆる「土を積んだ」部分が却つて少く、果山古墳のように三方築堤の例もあるにはあるが「外堤帯の名称は保留し、周庭帯の庭は広庭などの意と通じ、地物としての隆起よりも平庭を思わせる文字の意味もあるので、古墳の周辺に広く兆一浄一域を劃する、施設の名称として適當であろうかと考えたので、私は「周庭帯」の名をもつて呼ぶこととした。

少し前置が長くなつたが、これも日本考古学史が編纂されるとき、周庭帯の確認について、こうした経過をとつたと云う事実を残すことにな



第一図 周庭帯のある古墳図～津堂城山古墳

ろう。要するに周庭帯の確認は、航空研究によつて決定つけられたことだけはたしかである。

私のここに云う周庭帯は、第一図にあるように、周濠の外周に設けられた古墳兆域の掩護帯、もしくは最終外線帯を構成するのが本来の目的であると考えられる。こうした平面をもつのが周庭帯の基本型であるが、水濠がなく周庭帯のみを周らせたと推定される場合もある。これは恐らく簡略型とすべきであつて、周濠に代えて設置されたようである。その故かこうした場合には、概して封土の規模が中形以下の古墳に多い。例えば天王柱（第九図）・稚児塚（第一一図）古墳のような例である。

従つて原則的に周庭帯のある古墳は、築造様式上最も完備した企劃に基づいて造営されたものとしてよい。かつ古墳に周庭帯の現われる時期とその規模の問題がある。現在のところ、中期の代表的な前方後円墳を主として、施設されたと思われることは古市古墳群の例が示している。

将来この種類の研究が大成した際には、改めなければならぬことも或いはないとも云えぬが、古墳を全般的に見てそれに占める分野の狭い周庭帯では、大きな見解の変化はないと考える。ただ残る問題として、周庭帯は水濠の外周に設けられるから、貯水をしたのが本来の目的―空隍の意味も―であるらしい。部分的には貯水の可能な箇所もあるが低い畦による外周辺がずっと低くなるものも少なくない（雲部）。従つて応神・仁徳・磐之媛の各陵の二重の水濠は、当初からの企劃による場合と、周庭帯の企劃を変更したと云うような場合もあるのではなからうか。

当初の築造企劃とは別に、後代になつて灌漑用水等の必要から、周庭帯の一部に貯水をしたと推察される例—今城塚—もあるが、これはいまのところ問題にする必要はない。思うに周庭帯存在の意義は、古墳の主体部を護るための外郭線であらうし、現在その兆域設定の意義は全く失われたとしても、津堂城山古墳のように、明確に全地域を残すことによつてこれを知ることが出来よう。

二 周庭帯の資料

管見による周庭帯の資料は近畿地方の古墳を中心にしていて、他の地方にはほとんど及ぶ余裕がなく、極く少数の報告掲載例や実見例を加えたにすぎない。恐らく資料は全国的に散在すると云う見通しで収集すべきである。いまこれを十分に尽し得なかつたのは遺憾であるが、この七八年の私の仕事としてはこれで精一杯であつたので、後は若い研究者諸君の推進に期待する他はない。

もう一つ断つて置きたいことは、私が周庭帯と認めたものの中にも、他の研究者によつて異論が出ないとも限らない。以下の表中にそうしたものがあれば改めることには吝かでないが、資料提出の意味をもつて諒とされたい。

私の手許に集まつた周庭帯の資料はつぎの通りである。⁽¹⁾これを最も顯著な例からとつてゆくと

- | | | | |
|----|------------|----------------|--------------|
| 1 | 津堂城山古墳 | 陵墓参考地 | 大阪府南河内郡美陵町津堂 |
| 2 | 土師古墳 | 陵墓参考地 | 堺市東百舌鳥 |
| 3 | 仲姫命陵 | 応神天皇皇后 | 大阪府南河内郡美陵町沢田 |
| 4 | 今城塚古墳 | 大阪府高槻市 | |
| 5 | 小那辺古墳 | 陵墓参考地 | 奈良市法華寺町 |
| 6 | 巢山古墳 | 奈良県北葛城郡広陵町三吉 | |
| 7 | 磐之媛陵 | 仁徳天皇皇后 | 奈良市佐紀町 |
| 8 | 墓山古墳 | 同陪冢(8、1) 応神陵陪冢 | 大阪府羽曳野市菅田 |
| 9 | 允恭天皇陵 | 大阪府南河内郡美陵町国府 | |
| 10 | 清寧天皇陵陪冢二子塚 | 大阪府羽曳野市西浦 | |
| 11 | 仲哀天皇陵 | 大阪府南河内郡美陵町岡 | |
| 12 | 仁賢天皇陵 | 大阪府南河内郡美陵町野中 | |
| 13 | 応神天皇陵 | 大阪府羽曳野市菅田 | |
| 14 | 仁徳天皇陵 | 大阪府堺市大仙町 | |
| 15 | 履中天皇陵 | 大阪府堺市石津町 | |
| 16 | 河内大塚古墳 | 陵墓参考地 | 大阪府松原市西大塚町 |
| 17 | 天王杜古墳 | 京都市右京区御陵塚ノ越町 | |
| 18 | 五十瓊敷入彦命墓 | 大阪府泉南郡岬町淡輪 | |
| 19 | 雲部車塚古墳 | 陵墓参考地 | 兵庫県多紀郡城東町東本庄 |
| 20 | 西都原第二〇二号古墳 | 宮崎県児湯郡西都市 | |
| 21 | 稚児塚古墳 | 富山県新川郡立山町浦田 | |

右二十一件のうち墓山陪冢は方墳(8-1)、21は円墳であり、他は概して規模の大きい前方後円墳であることによつて、周庭帯の意義もほぼ推察されよう。これらの現状を詳細に見てゆくと、本来あつた周庭帯で部分的な変形を受けたと認められるものも少くないが、極めて明確に遺存した古墳もかなりある。その観察に資するため、先ず周庭帯のある古墳の所在地図―第二・三・四・五・八図を添える。

この分布図は必しも全部を示し得たわけではなくて、宮内庁の実測図と、航空写真との対照及び地理院作成の地図から、その所在関係を見るに止める。ただ河内・和泉の代表的な古墳に多く、大和の古墳は少ないではないだろうか。それはやはり築造企劃上の完備した中期形式に多いからだとも云えよう。たとえば最も顯著に、しかも明瞭に残存するものには津堂城山・土師・仲姫・今城・小那辺・巢山・磐之媛・墓山・允恭等の各陵や古墳がある。

これをすべて中期古墳と一括的な年代判定をするのは、いささかその取扱いが、煩雑になるのでよほど注意を要する点もある。しかし全般的に見て、形式からの判断なり、津堂城山・巢山古墳では偶然ながら、若干の遺物が知られ、石棺・石室の形式・手法などから一応の判定を与えうるものもある。

私はこの記述で、古墳築造の設計企劃たる、周庭帯・陪冢に重点を置いていたため、内部主体や遺物に対する詳細な観察を投じる余裕がないので、この記述の比重は軽くなつた。しかしこれらを無視しては、観察

が不十分なことは云うまでもないから、この検討は他日に譲ることとするとして、以上取りあげた二十一件の資料中、上記の津堂城山・巢山とともに内部構造や遺物について、若干でも知りうる資料としては、直接には仁徳陵があり、間接には応神陵陪冢丸山・少し離れて珠金塚・楯塚・鞍塚を通じてみた内容、或は応神・仲姫陵の間にある、一環の古墳文化圏として、密接な関係において考えると、津堂城山・雲部両古墳と仁徳陵前方部の長持形石棺・短甲の形式上の共通性、応神陵陪冢丸山出土の鞍金物と、半島の馬具との比較によつて全く同一と見られる場合があることなど、また仁徳陵出土の鏝頭大刀も、当然直接には半島の文化に連ることがわかる。

こうした内部構造や遺物の点などから、周庭帯のある古墳は概して中期の築造にかかるものと見られるのであるが、しかしすべてがそうとは云い難く、清寧陵の如きは、前方後円墳としては時期的に同じ群集にある、応神・仲姫・允恭陵などより、形式上の変化を示すものとされている―前方部の拡大、後円部と前方部の比高差―のであるが、天王杜とか西都原第二〇二号墳などはこれにつづく時期の築造となるのであろうか。つぎに周庭帯の構造とその築造上の意義である。これは周庭帯観察における最終目的となるから、先ず各古墳に見られる周庭帯の現状について考察を与える。

いま私の手元にある資料ではその存在を確認されうるもの(15)と、一部に残存したと認められるもの(4)とがあるから前記の古墳名に従つて

記載を進めるが何分こうした資料は、全国的に分布する筈であるから、今後の検出が期待される。

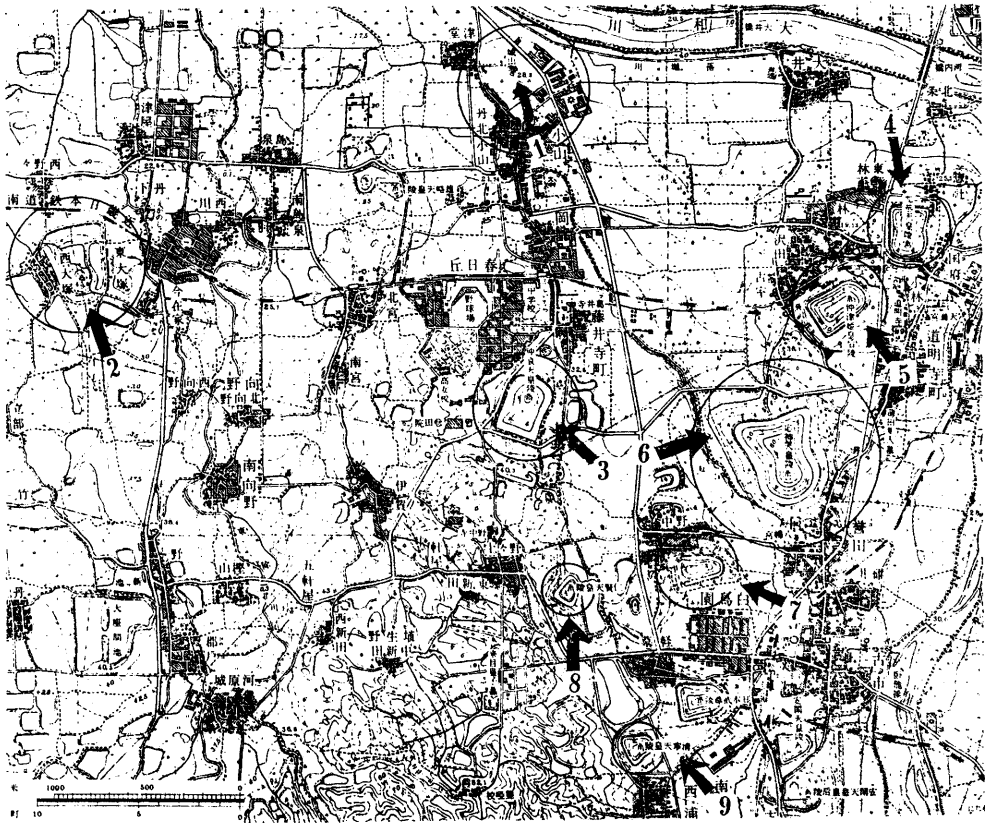
1 津堂城山古墳(第七図1・図版第一—1) 陵墓参考地

初めに記したようにこの古墳の周庭帯は、幅約80mをもつて構成している。もし仁徳陵の周庭帯が当初のものの一部残存だとすれば、これより48mを超過するが封土面積との比較をする

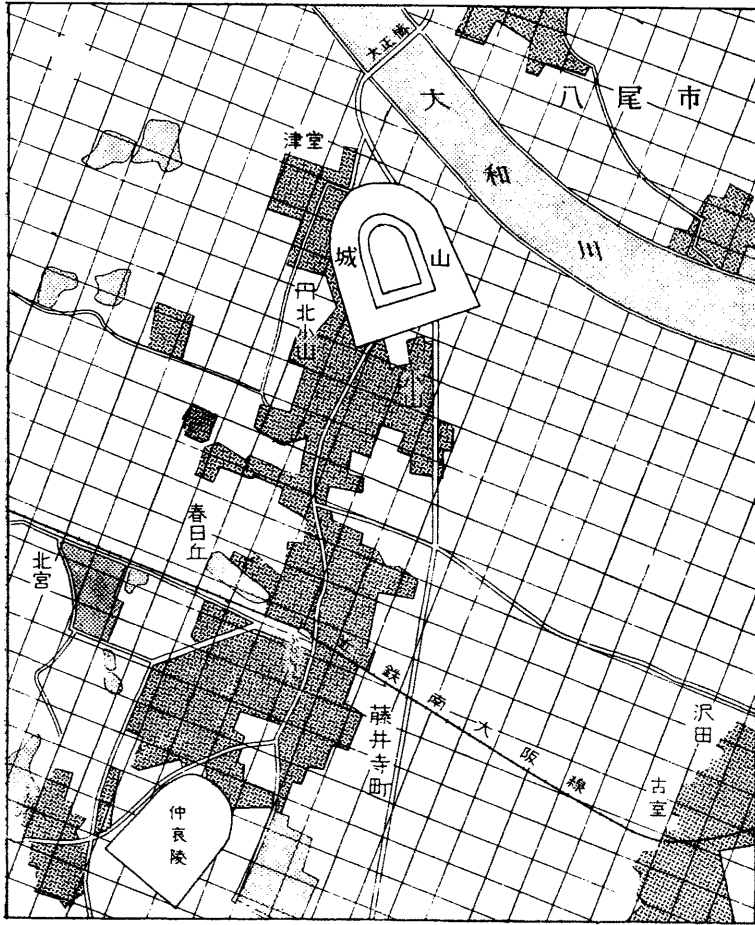
と、城山古墳の周庭帯ははるかにその規模が大きい。
立地する地形に起伏がないからでもあろうが、周庭帯は殆ど原形をそのまま留めている。幅の各部分に差はなく実にきれいだ。東南面する古墳の南西部は聚落の密集を見、縦貫して走る道路にそつて両側に民家が建ち並び、道路は周庭帯の外線であることを、封土や周濠との関係からよく理解せしめる。

反対側の東南部、即ち前方部左隅角部には、近年新しく住宅が建てられたが、それまでは前方部周庭帯の一線がよく残っていた。ここでは新道が無惨にも周庭帯と周濠との境を突き切っている。

しかし住宅建築は自ら周庭帯地域内において顕著であり、外線をほとんど越えていないので、ここでも耕地との限界を極めて明確に区別をしている。それであるから先ず中心から見ると、半壊に等しい封土は辛うじて前方後円形の平面を留め、その周りにはかつて水濠であった部分を水田として耕作する。さ



第二図 古市古墳群地図 1城山・2大塚・3仲哀・4允恭・5仲姫・6応神・7墓山・8仁賢・9清寧各陵及古墳



第三図 城山古墳附近条里図

すがに家は建っていない。ついで周庭帯地域になるが、水濠とは違つて全体に約2mあまり高くなる。ここには民家が建並ぶのは高いからで、比較的古くより集落の発達した所以であろう。

大阪から国分越・飛鳥越で大和へ行くための交通路になるので、附近の農村物資の集散地的役割をはたしたらしい。河内名所図会に小山団扇

の生産を収録している。その生産品の品質や生産量の何れも著しい特色を示すものではないが、この古墳が古市古墳群の西北部にあつて、かくも偉容をもつて現存するのは、何かはるかな後代の文化と連るものがあるであろう。

附近は河内の主要な平野地帯であるために、早く耕地整理が行われ、

条里制の施行も完成したものと推定せられる。宝永元年大和川の改修によつて条里制が切断されているが、川を挟みまた城山古墳を越え、整然とした碁盤目が現われている。条里の区劃が非常によく残りこれを復原してみると第三図のように、古墳はその網の中につつぽりと納まつていることがわかる。

一見してわかる古墳の周庭帯は、この条里制施行の際に、兆城の外郭線より内部への侵入を防いでいた。いわば古墳に対して、他よりの侵入を排除する最前線の抵抗が、完全にその役目をはたしたと云えるのであろうか。或は逆に、この線は古墳の神聖を侵すべからざる第一線として、条里制の施行にあたつても尊重して触れられることなく、それが当時の人たちとして当然の処置であつたとも云えようか。

しかし現代ではすべて開発の土砂の中に捲き込まれて、物に対する見さかにもなく古文化財が破壊されてゆ

くのであるが、この城山古墳もいまではこの周庭帯の遺構がかくも明瞭に遺存するけれども、いつまで現状を保ちうるかが問題である。現下の状態では、案外早く失われる時期が近きにあるかも知れない。そのとき抵抗の第一線は研究学徒によつて護持されなければなるまい。

2 土師古墳（第七図2） 陵墓参考地

百舌鳥古墳群中最も明確に周庭帯を遺存するのがこの古墳である。周庭帯のみでなく、封土上には埴輪円筒列が各所に見られ、水濠もまた壮观を呈する。堤上樹木がない上に、前方部に極度の広がりを示した墳形と、周濠の水面が仁徳・履中陵とは違つた感じを与える。

周庭帯の現状は最もきれいに認められる。特に後円部で南北の道が強く迂廻すること、そこに共同墓地のあること、西面する古墳の前方部と北側の周庭帯は極めて判然としていて、恐らく誰れにも異論がなからう—幅35—55m。

このあたりは割合に畔畔の線が乱れるに反して、周庭帯の直線だけはほとんど狂いなく通っている。後円部東北で、道路が周庭帯内へ斜に喰い込み、また北西方に向かつて抜け出すが、そこには明確にもとの畦が残る。道路は後円部で周庭帯の外線の通りに曲律を整えて、後円部・外堤線・道路とが、はつきり三重の弧線を描くのも注意してよい。

千数百年の後に至つても、なおかようにきれいな曲線を保つだけでもいささか驚異である。この古墳の比率で築造されたのが、北方の反正陵であつて、両者は同一地域で、同じ設計図もしくは企劃で操作された

と想像しうるが、土師古墳の方が、その規模の大きさ、形状の整正さ、完全な周庭帯を附した点等で反正陵よりも優れたものと云えよう。

3 仲姫命陵（第七図3・図版第二十二）

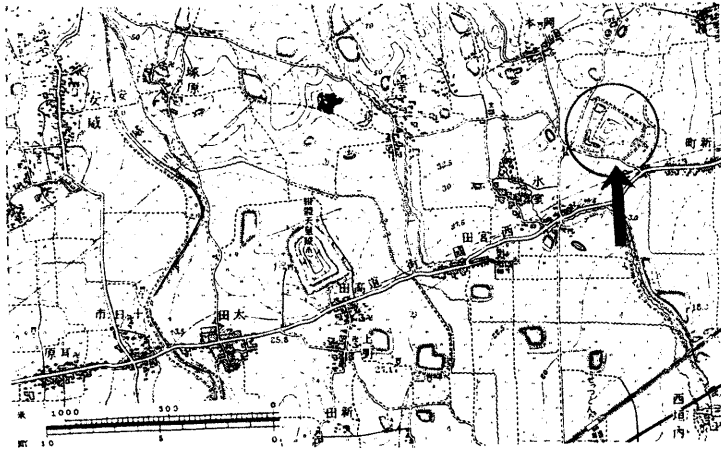
周庭帯は極めて明瞭である。殊に西面する前方後円墳の南・東部には一定の幅—後円部東南で約37m前方部附近もほぼ同様—で周り、東北方にやや広くなるが、近鉄南大阪線が古墳の曲線に沿つてゆるやかな弧線を描いているのも、周庭帯外線—埴輪円筒の点在でもわかる。

鉄道は周庭帯の外線を回避したためこうした現状を示したとも考えられよう。この陵の周濠は、狭くて深く、そしてほとんど湿地に等しいのも注意される。周庭帯はいま耕地となり、特に後円部南東附近では外方への傾斜が強い。これらのことも周庭帯の築造目的は、貯水をもつて第一義としない事実を示しているのではなからうか。

周辺を歩いてみると水田もなく、また畑を水田に転換させる可能性がないから、この部分に貯水をしようとすることは、およそ無理なことであることもわかる。従つてこの陵では、周濠の湿地に等しい、この現状が築造当初からであつたとすれば、貯水することの可能な周庭帯もあるが、現状の如くであるなら、その目的は貯水したのではなかつたと考えなければなるまい。この周庭帯はそうした意味を最もよく表わしていると思われるものである。

4 今城塚（第七図6）

淀川の右岸地区にはいくつかの大形前方後円墳がある。今城塚もその



第四図 今城塚附近地図

うちの一つであつて継体陵に推定する研究者もある通り、明瞭な周庭帯を具備する現状から見ても、この古墳の優位性はよくわかる。

民間管理として放置される状態であるので、古墳の損壊が甚しく非常に損傷した部分も見られるが、周庭帯の遺存は明確である。殊に南側の周庭帯外方を通じる一条の道路は最もよく遺構のあり方を示している。

元来古墳は地理的に占める範囲が広いために、往々にして主体部に、以外が開墾され、もしくは何かの理由で変貌した例が非常に多い。陵墓として宮内庁が監理する場合においてさへ兆域、陪冢が完全に残されていないものもある位なので、民間所有の古墳では、封土の主体部を保つことが最大の努力である。却つて信仰や伝承から守られ来たが将来はそれ

さへも困難になろう。

こうした場合たとへ現状において、地物の変化はあつても平面的な痕跡が畦畔となつて残り、或は道路に利用せられて、かつての古墳原形が遺存する。これを把握するのは測量図か航空写真である。今城塚の場合はもちろん測量図からの検出は出来ていなかった。或は気付かなかつたが、航空写真によつて周庭帯を確認することが出来た。その重要な示唆は古墳南側を東西に貫く道路であつた。

この道路はすでに機上から見ても、古墳の外線に平行していることを認め、先ずこれに対する疑問をもつたが、航空写真の印画ができたとき、最初に外部の問題が注意された。

はたして道路は今城塚の周庭帯の外線を劃するものであり、のちに多少の改修はあつたが部分的に、畦畔が古来の区劃の痕迹を留め、しかも道路を挟んだ内方の畦畔は横に、外方では混雑した方向をとつて道路が明瞭に一線を劃することがわかる。

復原的にこれを見ると、約24—32mの幅で水濠外を周り、周庭帯の外線を知ることができる。部分的には貯水され、また本来の水濠が水田となつてはいるが、この古墳ほどに周庭帯を明瞭に遺存するのは珍らしい。允恭陵・墓山古墳などとともに、大阪府下では津堂城山古墳につぐ典型的な存在であると云つてよい。

北摂藍野附近は早く農耕文化の発達した地域であり、西方近く継体陵があつてたしかに双壁と云えるが、規模の点でも継体陵に劣るものとは

見えない。それだけ被葬者の社会的位置が想像される。

継体陵に周庭帯の確認は出来ないが、前方部附近にあるらしくも見られる。しかし前方部附近は御拝所の設置等で、築造当初の企劃とは別な目的による施設がないとも云えない。

5 小那辺古墳(第七図14・第一五図) 陵墓参考地

南面するこの古墳は、西方にある方形陪家五基が一行をなして、ほぼ等間隔をもつて南北線上に並び、陪家の南北中心線をなすかの如く畦の線がある。この線をもつて小那辺古墳の周庭帯の西限と見るか、更に西にある水上池の東岸を加えるかによつて、周庭帯の幅が變つて来る。後篇小那辺陪家のところでも記すが、陪家が全然周庭帯地域内にはいつていたとすると、水上池までとるのがよい。そうでない場合には周庭帯の外線が、陪家列の中心部を南北に貫くこととなる。

古墳の水濠外汀線―堤の方の汀線―からそれぞれ陪家との間隔を計ると西側の陪家―(a)・(b)・(c)・(d)及び東側陪家―(e)・(f)―とは大体において差がない。これはやはり同じ幅で周庭帯が周つていたことを示すものと認めてよい。さきにも記したように、陪家の封土全部を包括したかどうかについての、見解を決定するわけにはゆかないが、ここで一応前方部の前の堤の幅が参照されなければならぬ。

本来堤防としてつくつたものであるから、その南側は低くなりいまは水田となるが、かつては平城京の一条の北側となり京北条里の制が残る。この堤の幅が大体において、西側陪家列の中央を南北に貫す線と等

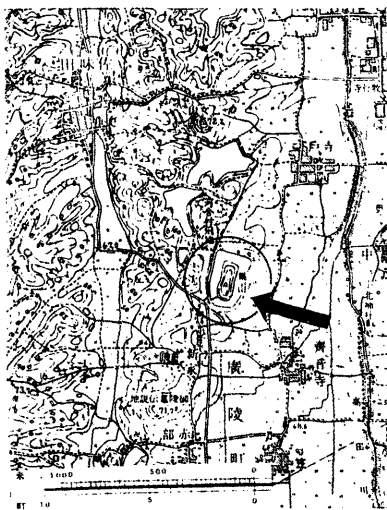
しいから、一応この幅を基準にしてはどうか。それなら小那辺古墳に周庭帯の存在を確認するとして、幅は約40mで施設されたと推察しうる。もし水上池までをとれば60m以上の幅をもつたことになるが、ここでは図上にある陪家の距離と、西側陪家の間の線とに重点を置いて以上のような判定を与えて置きたい。

右の記載中陪家については後篇の該当部分を参照されたい。

6 巢山古墳(第五・六図・図版第四―1)

この古墳の北・東・南の三方は堤防であるから、当然必要な堤の厚さがなければならぬ。それで三方の堤防の幅をもつて、周庭帯であると断定するのはいささか軽卒な嫌いがないでもない。しかしこの問題を解決する鍵は西側にある。

本来巢山古墳の立地は東面した丘麓を利用しているから、西側は馬見丘陵につづくわけである。北面の前方後円墳であるので前方部・後円部ともに築堤となるから、これに要する土量は現在の周濠の土をもつてあてたと推定し、更



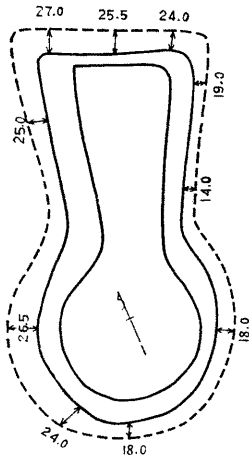
第五図 巢山古墳附近地図

に不足分は西方在の丘陵を利用すれば採土上の困難はない。

そのために現在古墳の西側が、ある程度の平坦地域をなしたかどうかそれもよくはわからない。しかしこの問題はさておき古墳の西側外汀線から計測して、概ね約25—27mの幅で西方丘陵地続きよりやや低く—約2m下る—なっているのは、近代の工事による場合—私もその事実を二十数年以前に認めた—もあるが、他の三方の堤上の幅も大部分が右の幅と相等しい実状に対して決して偶然の一致とは云えない。

また西側の南方で埴輪円筒列を検出しているから、埴輪の意義から考えても25—27m幅には、たしかに築造当初からの計測性を示したことは否定すべくもない。

それであるから私はこの古墳の場合、幅25—27m程度の周庭帯が築造の当初企劃において設計され、三方の堤の幅は、或はそれより狭くとも貯水上の護岸の役目ははたし得たのかも知れないが、西側の採土幅と同じである点に周庭帯としての意義をあらしめたのではなからうか。



第六図 巢山古墳略図

達する点においては支障はない。しかし他の三方の堤防面の広さに揃えたこととはとりもなおさず周庭帯施設のためであろう。

巢山古墳の周庭帯が、封土の規模に対してその幅が狭いように感じられるのは、三方は築堤であることに制約されたためではなからうか。かりに丘陵下の隆起を利用したとしても、この事業は莫大な労働力を要することであつて、津堂城山(一)や仁徳陵の如く、ほぼ平坦な地域に区劃を示した周庭帯の設定とは違つて、従事労働人員の制約に支配されて、最小限度に止めたのではないかと臆測する。かりにこれが妥当な推測と云えるならば、周庭帯の企劃にも地形利用による二—三の分類ができる。私はここでは周庭帯として、最も顕著な例をとりあげているのであるが、奈良県天理市の西乗鞍の如き例を加えてもよい。

巢山古墳の西北に位置する乙女山古墳(奈良県北葛城郡広陵町)は前方部の短かい帆立貝式古墳であるが、周辺を見るに封土形式に順応した周庭帯をもつのではないかと疑われる。前方部附近に広く余裕をとり後円部附近も現在水濼のある附近だけで地域を止めるか、更に後方にとるかについても考える必要があるかも知れない。この古墳については観察を更めることとする。

7 磐之媛命陵(第七図4・図版第四—2)

周庭帯の一部が外濠に改造されたと見られる。しかしその時期を確定することは出来ない。現在前方部附近には貯水の部分がある。外汀線にそつて西側にある南北線の幅を測定すると、25m幅で二条あり合せて約50mとなるから、この幅で周庭帯があつたと推定することは可能であり、東側の前方部附近にも同じような幅を算定しうる。後円部附近はこ

の幅でゆくと陪家の中央にかかる。それで前記の小那辺西側陪家が、南北の中央を貫く線上にあると、同じような配置と見ることもできるが、はたして正しい見解と云えるかどうか。また小那辺の周庭帯の外線を、水上池の汀線まで拡大すると（事実その方がよいらしい）、この陵の東南角がそれに接触する。これは両者の築造時における、前後差を考えさせることにもなる。

ただ東方の外汀線から、約25mばかり東に離れた個所で南北線上に点々埴輪円筒列を検出したことがある。この埴輪列が周庭帯の外線を構成するか、中央線を区劃するかによつて、その幅が半減されることとなる。同じ様な周庭帯上の円筒列は仲姫命陵にもある。

しかしこの場合は二重濠との関係や、西側に残る畦畔線などから約50mの幅をもつ周庭帯があつたと観察されるが、後円部西北から、東北に走る一条の道路は古墳築造当初からのものか、或は周庭帯の外側線かよくわからない。現地についてみても50mの幅は数えられず約35mであるので、この点で、幅50mをもつた周庭帯の復原に若干の支障を来たすことになる。このあたりから東にかけては最近かなり地形が变化したので、こうした計測のための根拠を失つたが、後日何かの機会に埴輪円筒列でも検出すれば、再び周庭帯の復原線を観察する資料ともなる。

8 墓山古墳（第七図5・図版第三一）

周庭帯の最も明らかな一例。特に西面する古墳の前後に、方形陪家が各一基があり、これにも周庭帯と見るべき施設がある。或は水濠の乾拓

したものであるかも知れないが、畔は低く当初からの水濠にしては現在の田面との差が非常に少いから、陪家（8-1）の方は水濠を省略して周庭帯をもつて代用したと見てはどうか。

そしてこれには封土の小規模であることを以て、簡略的な周庭帯の築造形式であると言ふ理由があてはまるのではなからうか。

9 允恭天皇陵（第七図12）

仲津山陵の北東近距離に北面の允恭陵がある。周庭帯の遺存の明瞭な点では、古市古墳群でも出色のものである。前方部附近は幅約35—5mで整然と残り、それぞれ道路によつて周庭帯外線を示し、現地・実測図ともにはっきりとわかる。前方部東北隅角の一部が水濠となつて、ここでは貯水の可能性はあるが、西側から南側（後円部）附近は反対に地形の向上を示している。むしろこの部分は周庭帯外の方が低くなる。深く掘つて貯水をすればできないこともないが、この事実もまた認められなから、前方部以外の貯水は考えられない。現在環境を見ると、偶然だが周庭帯地域を道路が南北に走っている。

10 清寧天皇陵 陪家二子塚（図なし）

主墳の清寧陵にも、周庭帯があつたと推定される線が後円部附近にある。陪家二子塚は後円部東方に近接し、長軸を主墳と同じくほぼ西面の形をとり、水濠がなく封土を周る現在の水田は、かつての周庭帯であつたと観察される。その幅13—18mで封土を周る。尤も長径45—46mの小形前方後円墳であるから、むしろ周庭帯の幅は広いと云つてよい。畦は

低くすべて現在の水田程度の貯水以上は不可能である。残念なことには北側周庭帯に建築ができたいま道路は主墳と陪冢の中間を南北に通じているが、道路と清寧陵後円部周濠外汀線との間隔約20mは、清寧陵に周庭帯があつたとすればこの程度に周つたらしく、陵の東側で約13m幅の畦畔の線を実測図に描き、現地にもそれは残るから、13—20mの幅の周庭帯の施設を、推定することもできるのでなかろうか。

同じような観察は、白鳥陵・河内大塚古墳などについても云えるが、何れも現状なり、痕跡等の徴証が適確性を欠く点もあるから、疑を残して置く程度にして将来の研究にしたい。

11 仲哀天皇陵（第七図15）

古市古墳群は刻々現状が変化している。私が昭和29年秋はじめてこのあたりの空を飛び、その後も数えきれぬほど回を重ね、たびたびに写真をとっているが一枚毎に環境の変化がわかる。

仲哀陵附近も住宅建設のために、周辺がだんだん追いつめられてゆく感じである。宮内庁の実測図にある空地で、周庭帯の遺構が見られると思つて現地へ行けば、もうすっかり地形地物が増えている。

しかし第七図15をもとにして観察してみると、周庭帯のあつたことは認めてよいと思う。前方部は南面するが、その前を東西に通じる道路と陵の濠の外汀線から計ると約35mの広さがある。東方後円部附近の濠外にも、ほぼ同様な弧形の点線が宮内庁の図に表わされている。

この附近の現状は急速に変化しており、宮内庁が実測に際しては、考

古研学究とは別な立場の人に、図の作成にあたらせていたので、往々にして、われわれが、図上で知りたいと思う点に不可能なこともあるが、反対に周庭帯のように、その時代としては全く意識せずして忠実に描かれてあつたために、いま実測図から復原的にこれを知ることができる。そして環境はもはや急激に変化しつつあるから、この実測図は古墳研究のために、非常に重要性をもっている。

皇陵管理のための実測図ではあるが、日本古墳の代表形式を網羅したこの図の活用は、日本の考古学を推進する有力な動力にもなる。後篇陪冢の項で記すが、前方部周庭帯線に接して、封土を消滅した前方後円形の痕跡がある。

12 仁賢天皇陵（第七図13）

応神陵の西方やや離れてこの陵がある。西面した小形前方後円墳であるが、周庭帯の遺存は特に南側において著しく、その幅約20m前後で後円部につづき、前方部にも部分的に残る。元来陵そのものの規模が小さいから、この程度で均衡がとれていると云えよう。現地で気付いたことであるが、前方部左右の水濠幅に非常な広狭がある。周庭帯による影響とも考え難いが、何か理由があるのだろうか。

封土は南側だけ造り出しはあるが全体平面には大差がない。北側の地形がやや高くなるから、多少はこの制扼があつたとしても疑義が残る。企劃上の誤差とも思えないからどう解釈すればよいか。

13 応神天皇陵（第七図9・図版第二一1）

平面の規模では仁徳陵につぐものであるから、周庭帯の施設があつてよいし、その北面する前方部左―西北―隅角附近から後円部へかけて、平行的に残る線がある。これを周庭帯の遺構として確認するには、少し不安があるが、多分その残存としてよいのではなからうか。殊に附近の条里制遺構とは全く異なる線を示している。偶然かも知れないが、点線の通りに復原線をつくつてみると、本来「ひずみ」のある応神陵の外線が、却つて整正な形状を示すことになる。そして東西四町四〇間（六六〇m・二八〇間）、南北約五町（七三五m・二九五間）となり、延喜式記載の兆域にはほとんど合致する。

地形は西に低く東に平坦を示しているが、周庭帯の範囲は、図示の程度以上に拡大することは地形上無理であつたと考える。それにしても西部ではその幅約62mあるから、仁徳陵周庭帯幅の約半となる。地形の制約は仁徳陵のように十分な施設を許さなかつたが、陪家との関係を見ると前方部の丸山と東側堤上の二ツ山とは周庭帯線内にはいり、質屋山・珠金塚・東山・アリ山・栗塚は周庭帯外線に接している。これらについては後篇で再び記述を繰返すこととなるから省略する。

応神陵は東側に二重濠の形を現存するに對して西側にはなく、東側堤上の陪家二つ山があるために、堤を曲折させたと推定はするものの、このあたりの変形についてはなお詳しく考慮の余地があろう。そしてそれが周庭帯とも関係をもつことになるのではないか。

14 仁徳天皇陵（第七図10・図版第二一2）

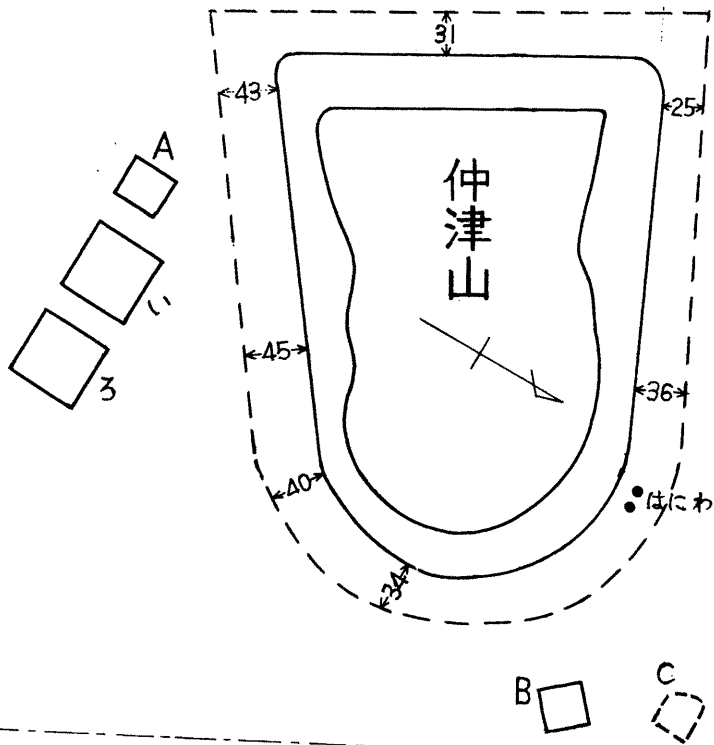
古墳時代の時期から云えば最盛期にあたり、規模では最大のこの陵である以上、また周庭帯が、中期古墳に通則的に企劃せられたと云う条件と考え合わせるならば、古墳形式の完成期としても当然あつてよい。

陵の東側に約128mの幅で、南面の前方部から後円部へかけて、他と方向を異にする線を示しているのは周庭帯の残存であらうと考える。阪和電車はその中央を陵に沿つて南北に走っている。

南・西・北の三方が明瞭でないので、津堂城山古墳の周庭帯のように無条件に断定することはできないが、現存部のあたりが何かの理由で後代になつて、かかる現状を呈するに至つたとしても、かつて周庭帯の遺構があつたためであらう、と云う見解のもとにこの記述を進める。

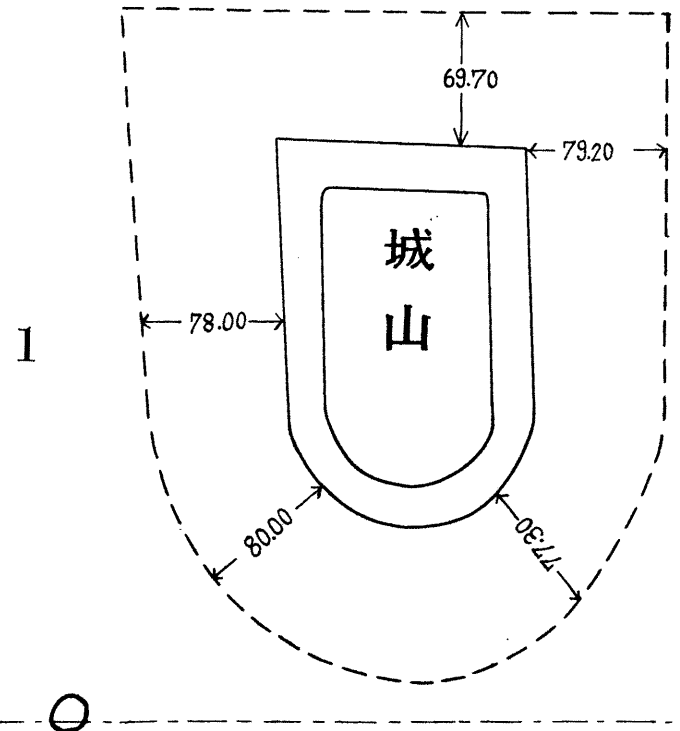
現地でももちろんよくわかるが、航空写真では阪和線の東側で、線路を中心に方向の異なる畦畔の線の現われが明瞭である。それより東では広範囲にわたり、斜方向の耕地の線が整然とつづいている。

後円部附近で東西線の道路が弧形を描いて走るのは、東側から後円部に廻る周庭帯外線を利用したものだとする、道路の位置は一応周庭帯の存在を確認する上に有利であるが、この陵では後円部外堤上に陪家が二基あるため、それに障害せられて道が迂廻し、たまたま東側の周庭帯線と連続する形をとつたものだとも考えられる。現在では何れを是とするかについて判決を与えるに有力な資料がない。しかし現状では写真にも、地図上にも明瞭に現われている。

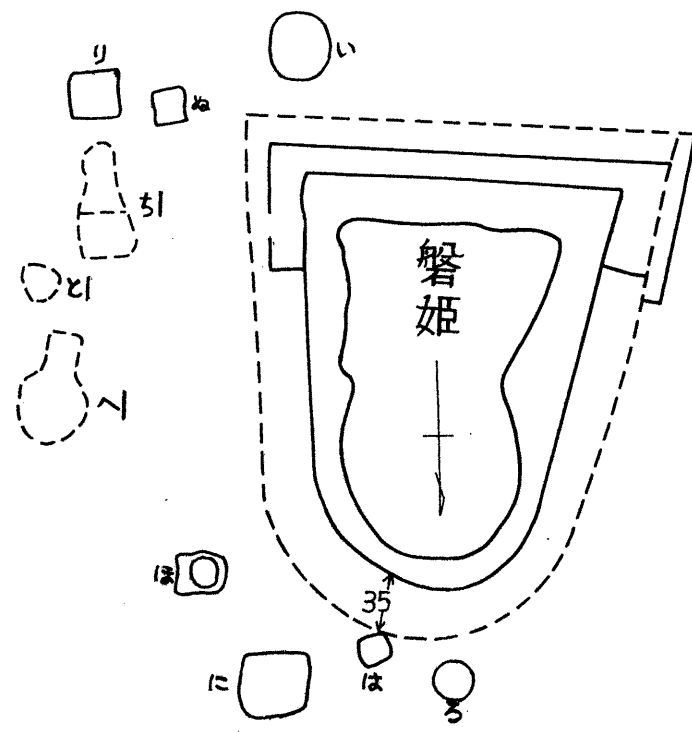


3

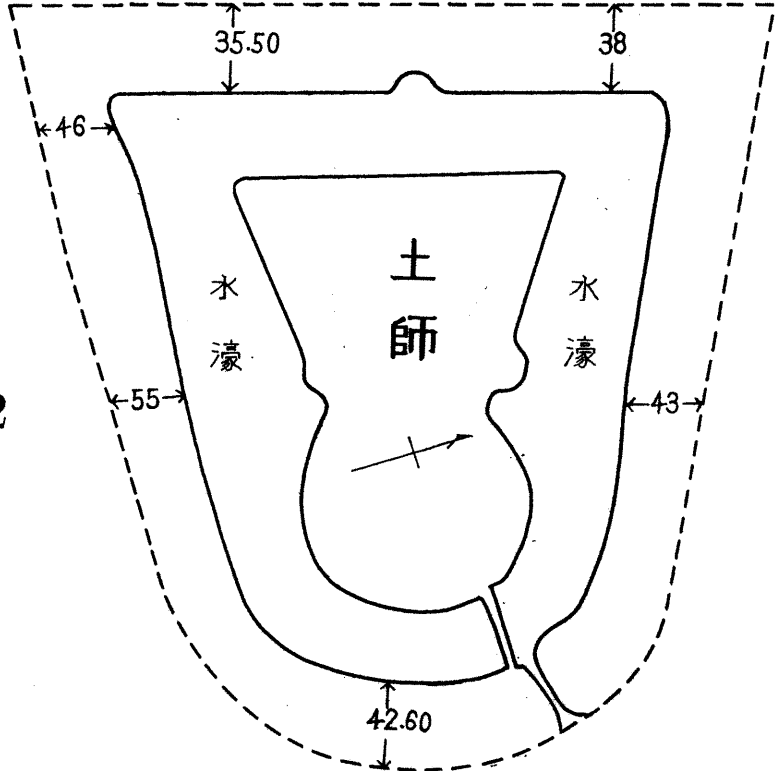
第七図 周庭帯のある古墳



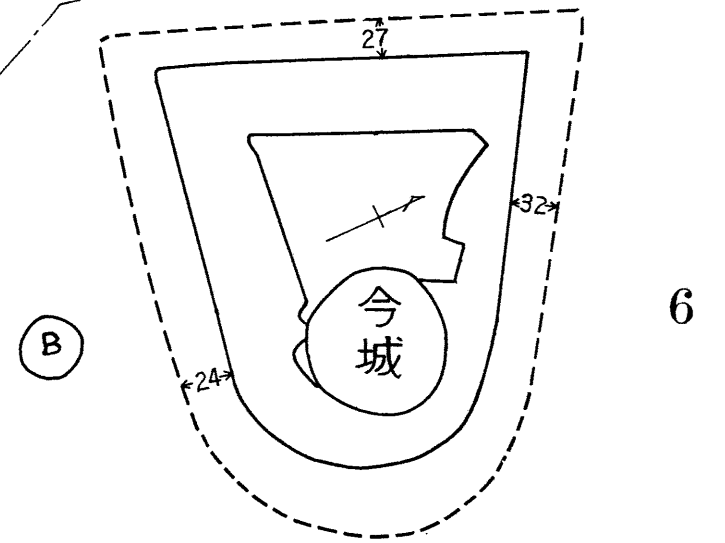
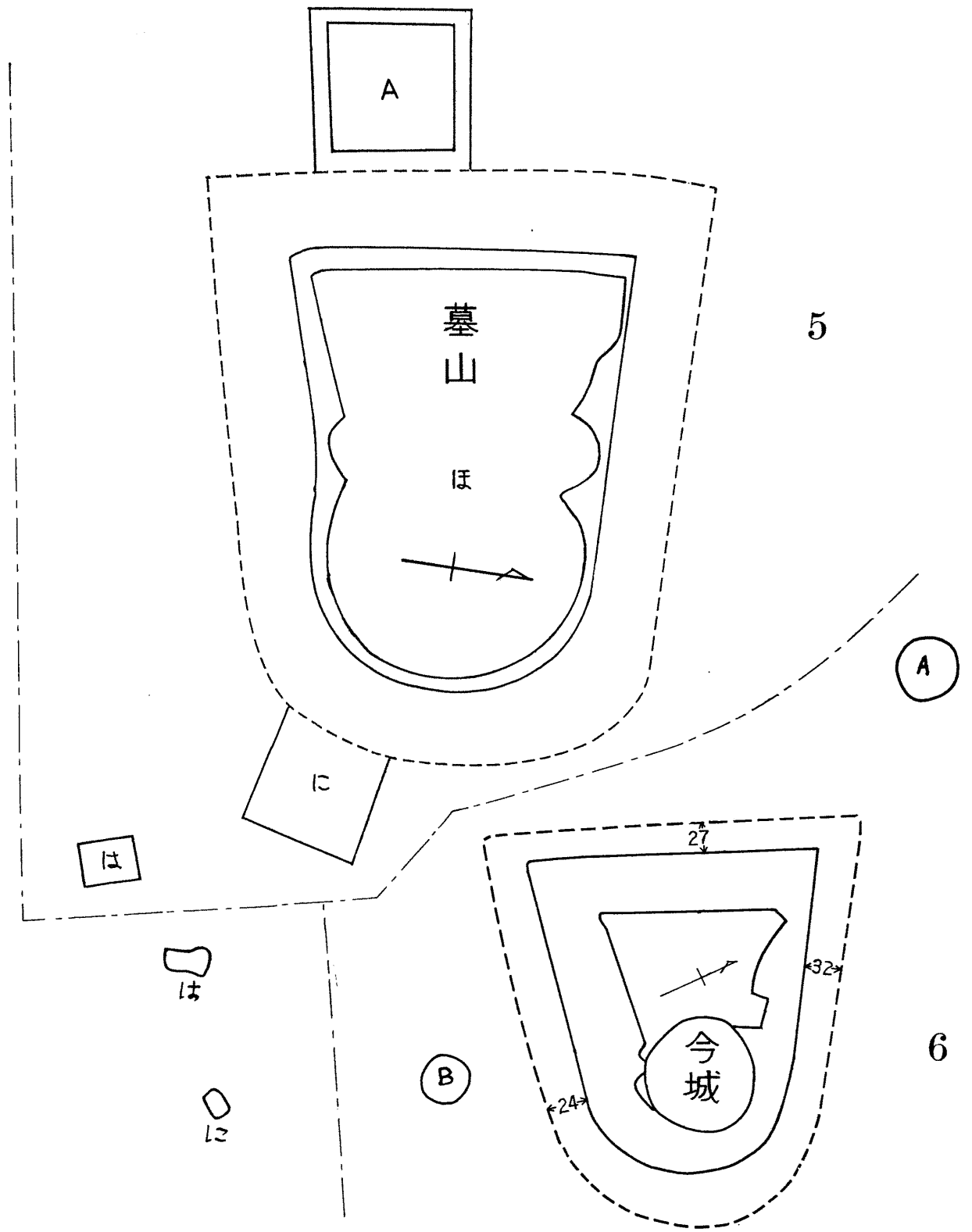
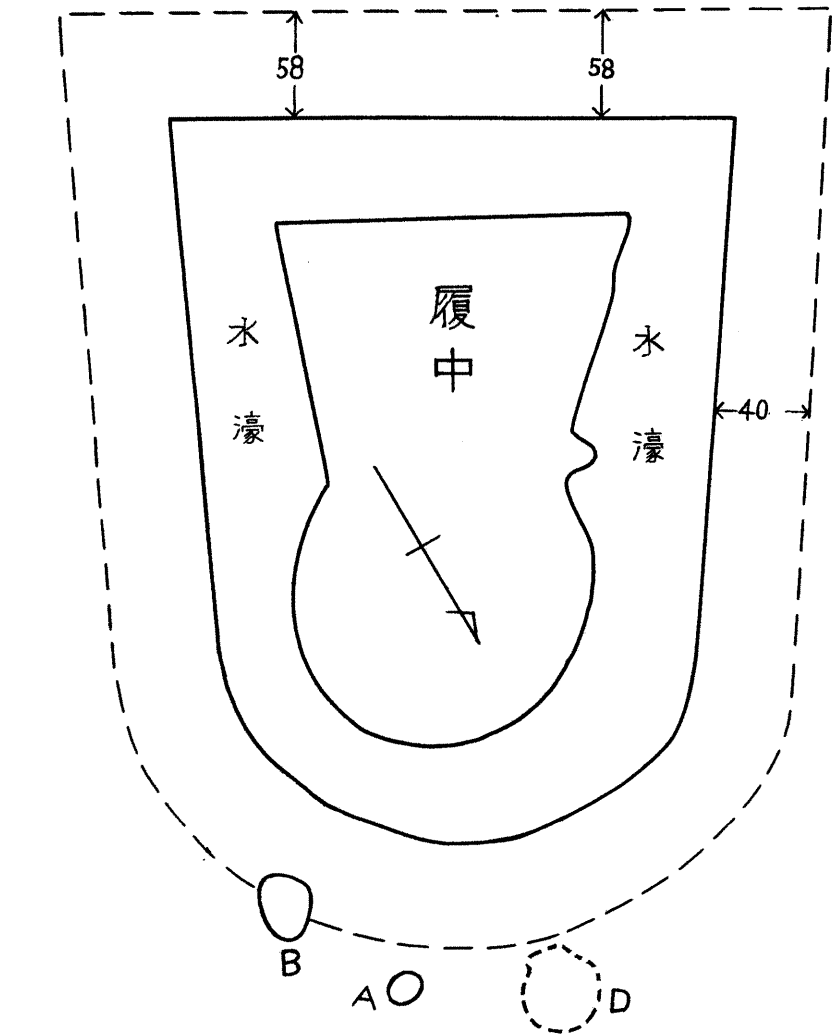
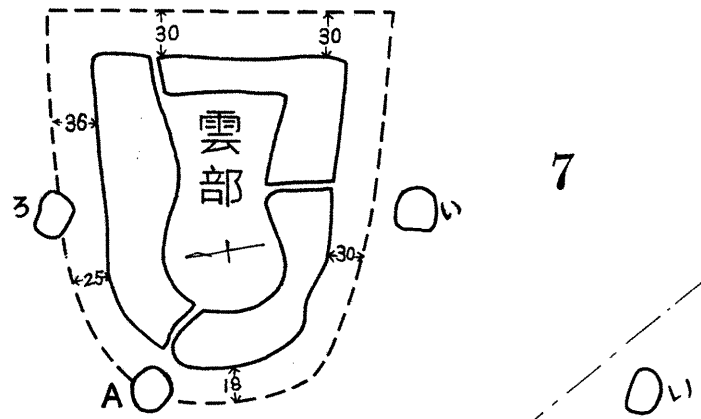
1



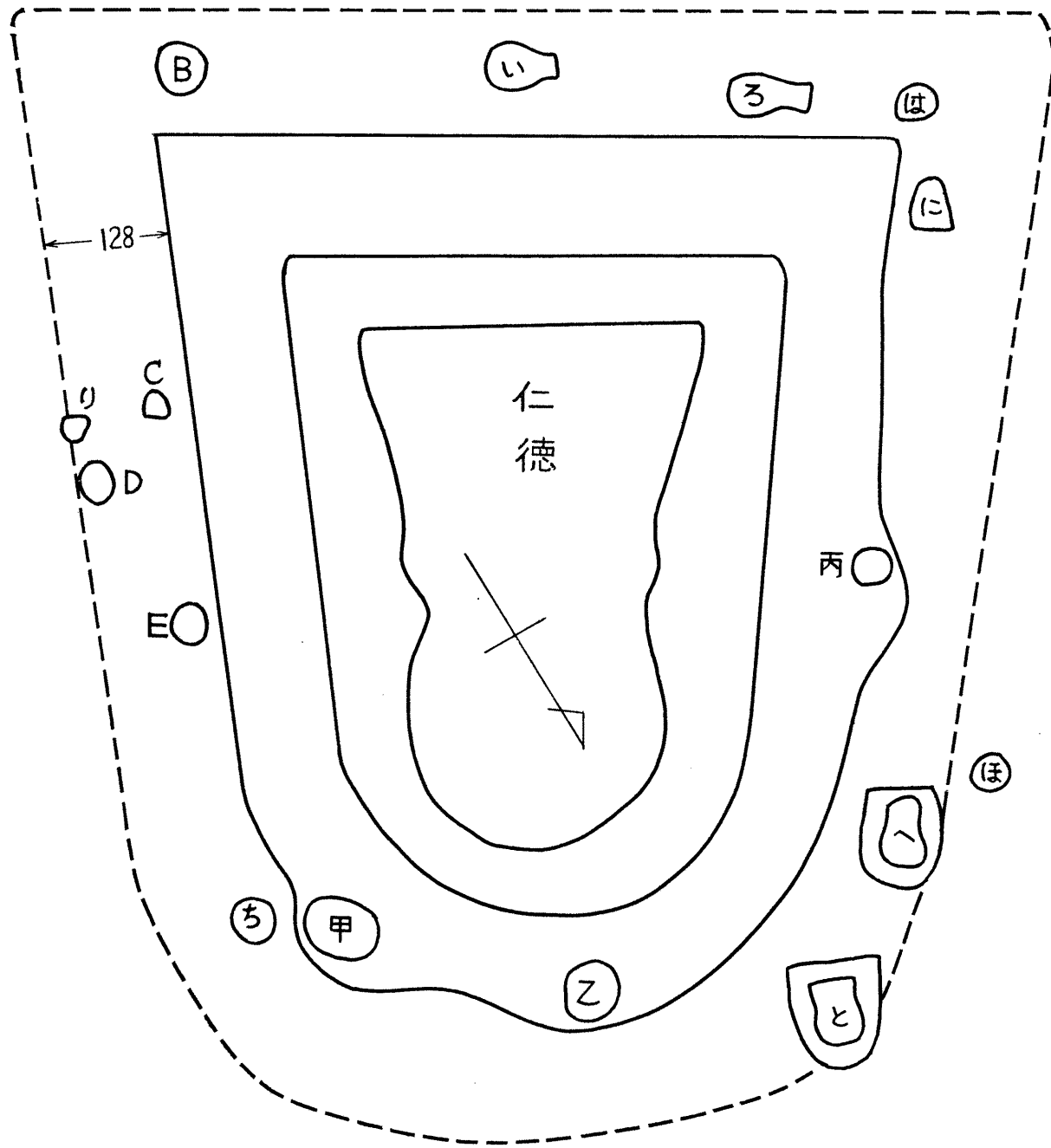
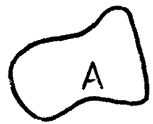
4



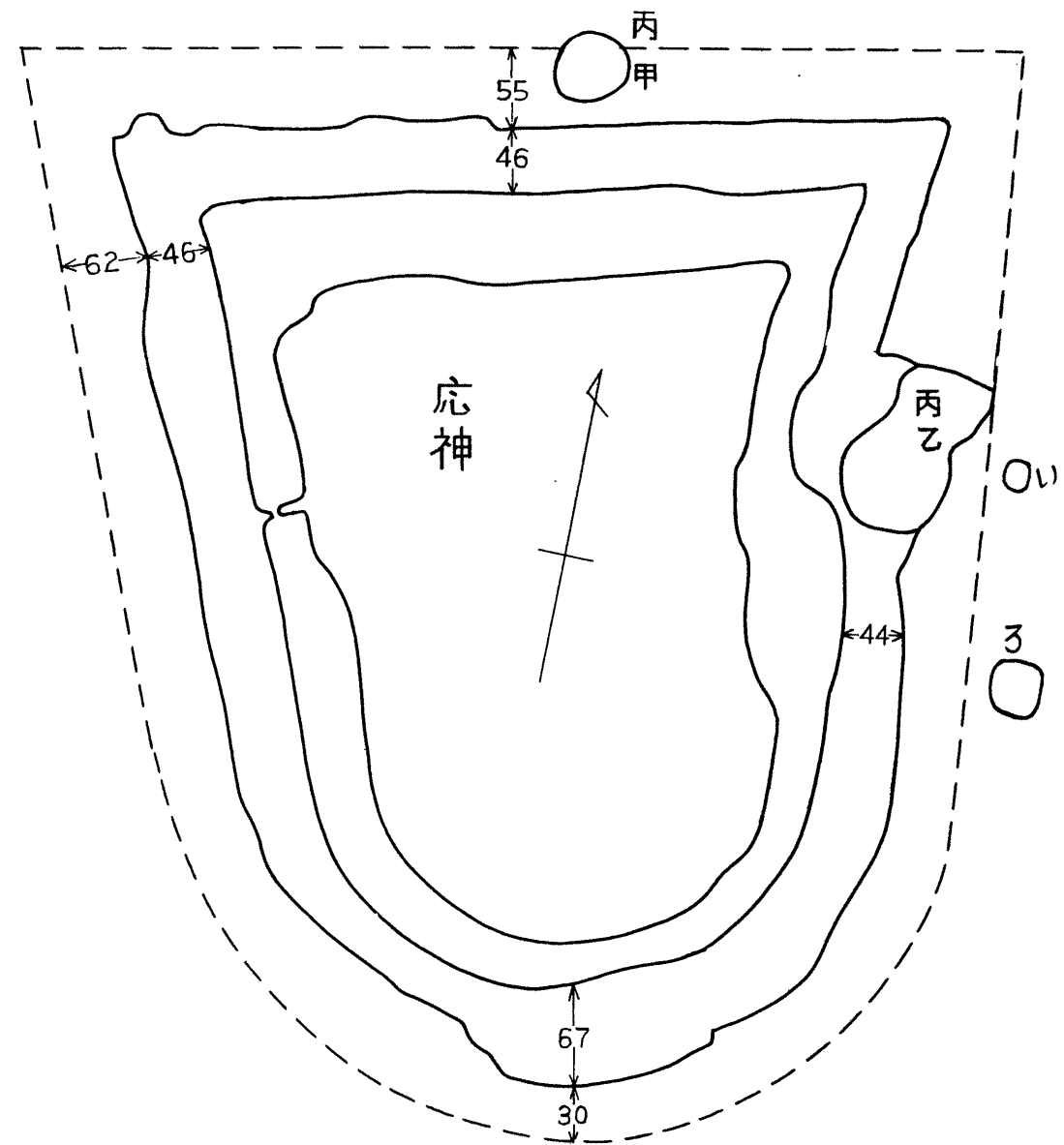
2



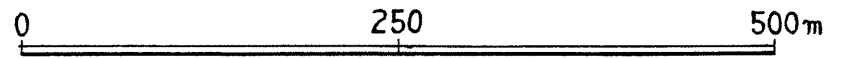
10



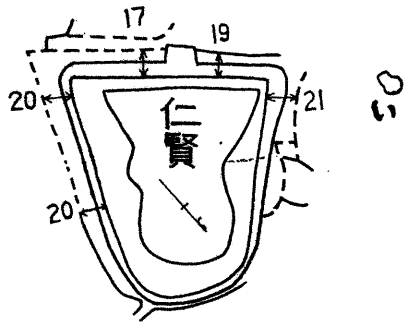
9



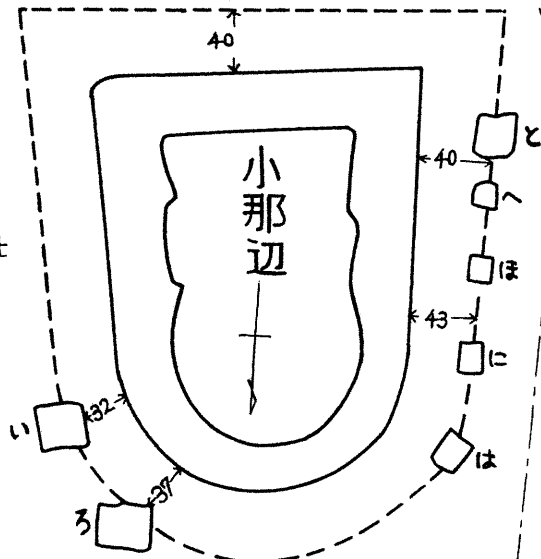
1 : 5000



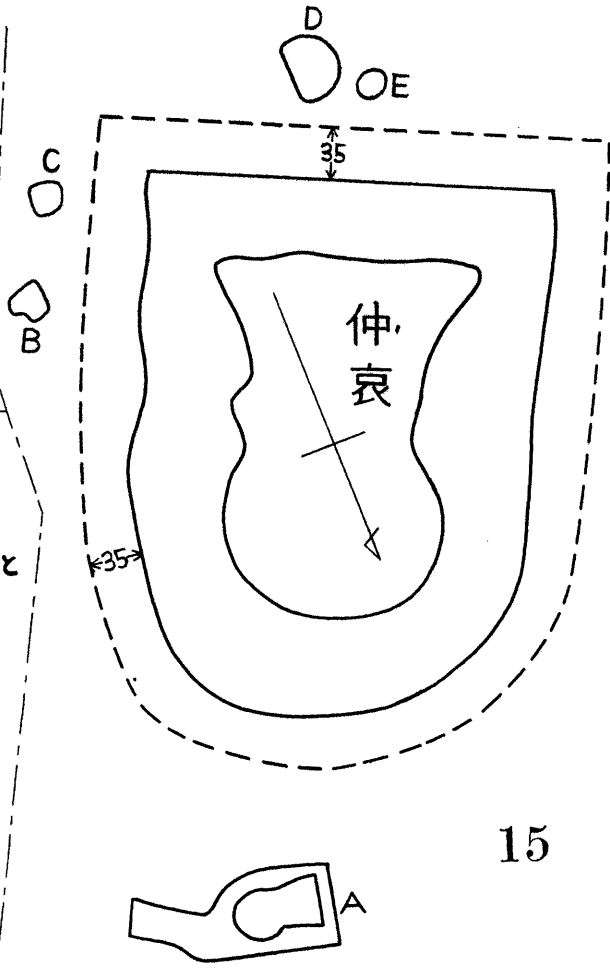
13



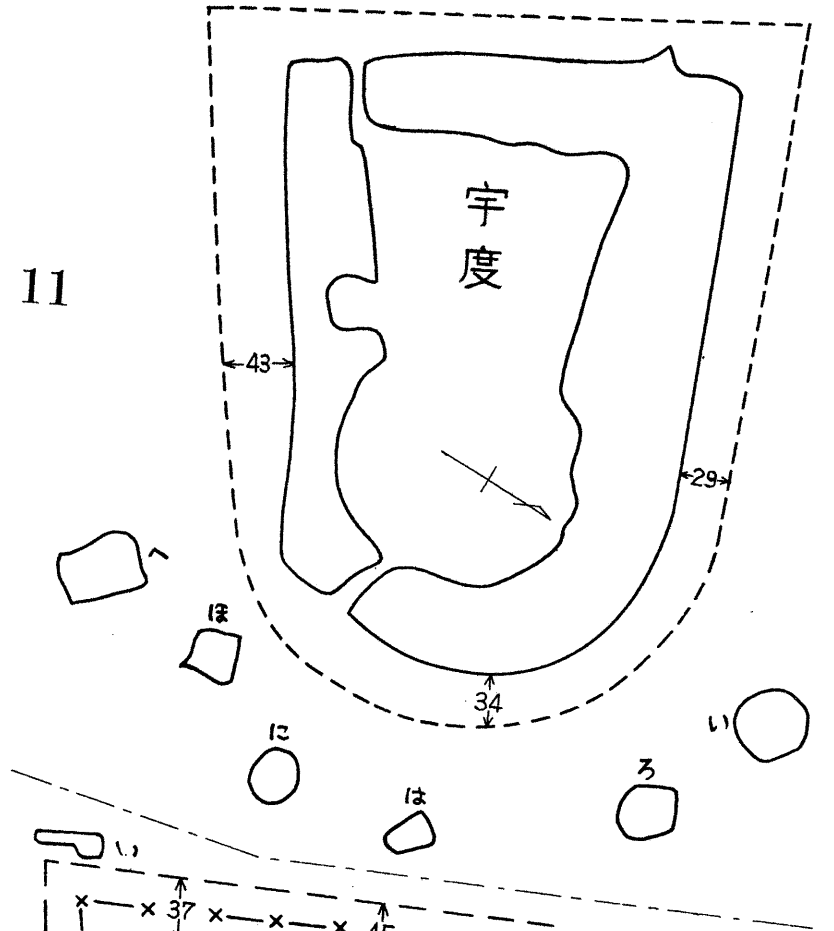
14



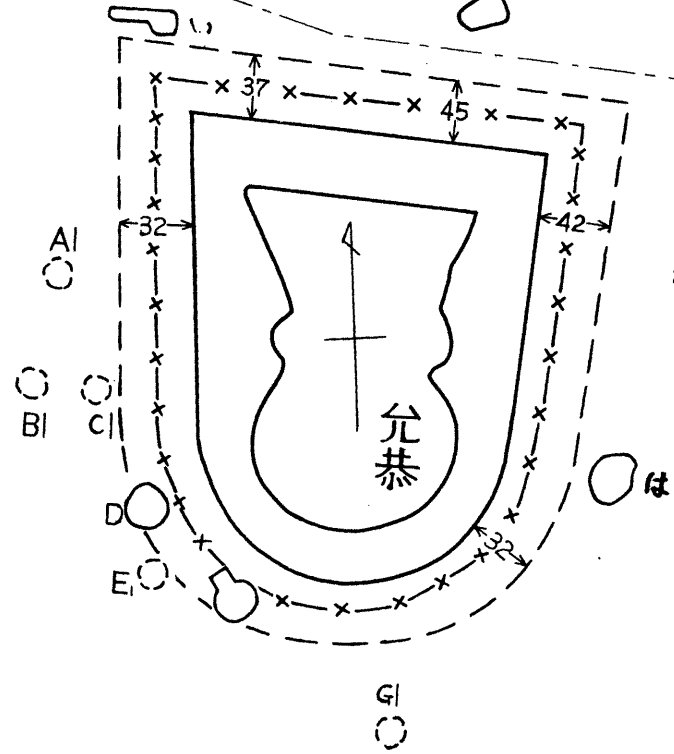
15



11



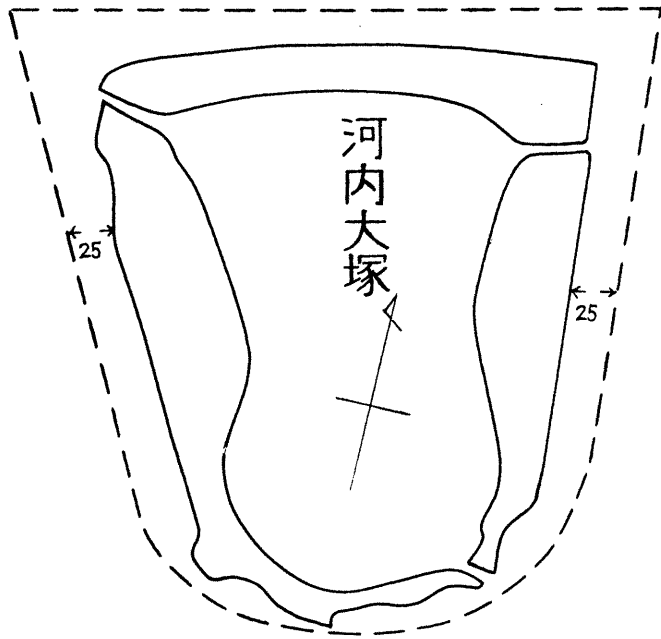
12



30

— X — 第二推定線
 - - - 第一推定線

16



それで前に記したように、周庭帯はあつたものとし、東側以外は建築や町の区劃整理等で、わからなくなつたものだろうと云う前提で觀察を進めてゆくこととする。東側の周庭帯は説明を要するまでもなく、航空写真が把えたように、幅約128mで畦畔の線は、すべて東西を主として設けられ南北線は全くない。現地について見れば若干はあるが、航空写真に出ない程度のものである。これに対して東方から来る耕地整理の線は、きれいな方形を表わして並び、周庭帯外線の南北線に対して、これは東南―西北・西南―東北の方向をもち、周庭帯外線で切られるために、多くそこにいくつかの三角形の耕地を残している。

両者の関係が、古墳築造から大化改新の条里制施行の事実へと連るものであるなら、地割施行上のやむを得ない現象として、却つて掘るべき結果であろうと考えられるが、近代化した耕地整理のあとだとすれば、この問題は再考の余地を残すこととなる。これを明かにする手段は現地の詳しい坪割と字名の調査であるが、この点はまだ調査中である。ただ偶然にもこの陵の周庭帯推定線を計算すると、東西八町弱（八五五m・四〇〇間）南北九町（九八〇m・五四二間）を示しているから、延喜式記載の兆城各八町に接近する。

仮説に仮説を重ねて、定説に導くような論攷の進め方になりつつあるが、一応周庭帯があつたと云う見解をとつているので、この点諒承を願いたい。東側の約128m幅をもつて陵の周辺に復原すると第一四図のよな構成になる。

面積としては現在仁徳陵の四割の加算となるから、広大な兆城を擁した最大級の古墳の面積が、更に一層増大される結果を示している。

しかも周庭帯は、完備した古墳の形式を示す施設であるとすれば、仁徳陵には当然この企劃があるべきであつて、他の古墳には周庭帯が明確に残存するにも拘わらず、仁徳陵になければ、却つて築造企劃上の不備をもつことになるのではなからうか。

別に一つの問題は陪家との関係である。陪家は周辺に十数基現存するが、概してその位置は推定する周庭帯の線内に含まれる。これは将来主墳と陪家の決定に対して新しい示唆を投じることとなる。

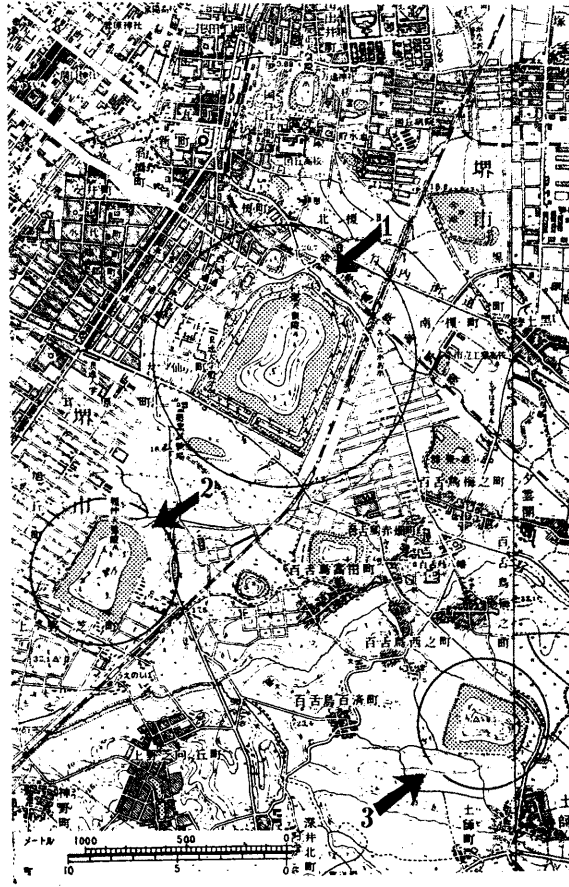
仁徳陵のような規模をもつ古墳の築造企劃には、すべて慎重な基礎的検討が重ねられていたに違いないし、寿陵である以上天皇御自身の意図も陵の位置・方向・形式等に加えられ、裁可されたことであろう。

いま周庭帯のみの問題として私はここで取扱つたが、この陵の実態研究はもとより、文化史的な見地からの検討を、今後更に詳しくすべき諸問題を残している。

紀に記すところでは、天皇が寿陵を営まれるために、河内の石津原に幸して陵地を定められたとあるのは、他にも候補地があつたかも知れないが、なぜここに陵を築かれることになつたか。天皇が御決定になる大きな原因もしくは理由には、難波高津宮からの方位とか環境とかで、何か今日のわれわれにとつて、直ちに理解し難いその当時としての事情が、いずれはあつたことと思われる。

15 履中天皇陵（第七図8）

陵は南面し、南と西側だけに周庭帯が残るように思われる。これはほぼ確實であろうが、他の部分は建築のため痕跡さえもわからない。宮内庁の実測図では後円東北部に弧形の点線が現われている。図上では周庭



第八図 百舌鳥附近地図 1 仁徳陵・2 履中陵
3 土師古墳

帯の痕跡であるとも見られるが他より幅が少し狭い。

西側では約40―47mの幅で水濠に沿って、前方部から後円部近くまで残り、これにも南北の道があるのは周庭帯の外線が道路となつたと見てよい。このあたりにも家が建て詰まり、宮内庁の実測図には湿地や池が

あるが現状は次第に変化を示している。

前方部では外汀線を距てること、約58mで東西の道路になる。西側よりは10m以上も広くなる。このあたりも、本来は西側と同じ程度の幅であつたわけだが、区劃整理などで変化したのであろうか。しかし周庭帯

外線から現在の道幅だけ南に偏つたとすれば、西側周庭帯の幅に等しいことになるのではないか。

ともかくいまのところ、私は履中陵には周庭帯が施設されたと言ふ見解で、この記述を進めて来たのであるが、この見解が実証されれば履中陵は仁徳陵に比して、封土の割に周庭帯が小規模であるが、それにしても東方に接近する土師古墳の周庭帯に匹敵する。

他の陵墓との関連から云つても盛期の古墳形式を代表するこの陵には当然周庭帯があるべきであらう。

16 河内大塚古墳（第七図16） 陵墓参考地

古墳名として大塚の名は全国到るところにあり、河内にも数ヶ所ある。富田林市大ヶ塚のように、名を表わすに相応しい大古墳はないが、類似した地名もある。

ここに云う河内大塚古墳は阿倍野を起点として、道明寺に向う近畿日本鉄道南大阪線が、河内松原の駅を出て暫くすると、線路の南に接して北面する前方後円墳が見える。古墳と知ることの出来ない人にも、線路との間に池を隔てて小高い松林のあることに気付くであらう。永劫にこ

の姿を保ちうるかどうかはわからないが、かつてこの古墳上に大塚村なる集落があつて、多くの人たちが生活した場所である。もとよりそれは不自然な地理的立地であつたので、墳丘外に移転して現状の通り保存することとなつた。

そのため、前方部附近は封土も平夷され、後円部の中心だけが旧形を保つにすぎない。しかし村落が形成されたとき、後円部に鎮守が祀られた。それにはやはり後円部の尊崇すべきことを別な角度から意識したわけであるし、南側に巨石の露われているのは、石室の天井石か、横穴式石室であれば表道の天井石だろうが、ともかくこの古墳の主体部の現存は認められる。

周庭帯は多分あつたことと思われるのは、古墳の東側の集落の中を南北に貫く、一条の道路によつてその事実を示すものと考ええる。元来は墳丘から移転した集落であつて、時代的には古いことではないが、移転によつて集落をつくるとき、たまたま残つてあつた周庭帯東側外線を、道路に拡張して両側に家を建てたと見てよい。

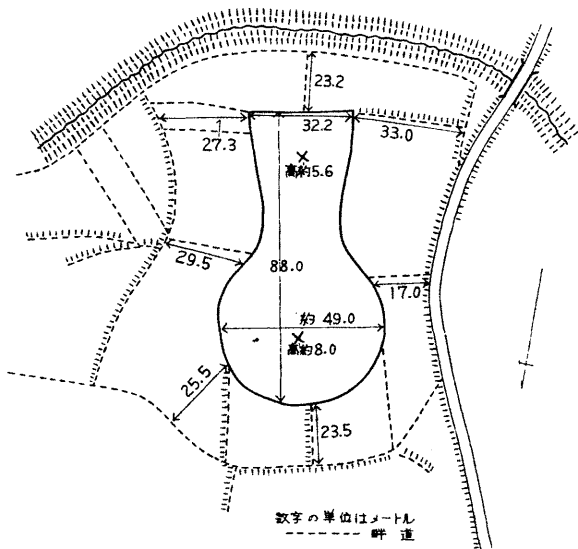
従つて北面する古墳の前方部東北隅附近から後円部東南附近までは、ほぼ一定した幅で、道が水濼の汀線にそつて迂曲している。反対側の西側では、これを明確に把握する部分は少いが、図示の部分で認められるところが若干ある。

東側とほぼ大差のない幅が、南北線の小溝で区切られた部分がある。これをもつて東側に対応した周庭帯の遺存と断定をするには、考慮の余

地があるとしても、大体同じような幅で水濼外を周るとすれば、推定の可能性はあるものと考ええる。後円部附近は住宅の建築のため、前方部附近は道路のため、それぞれ周庭帯の確認を欠くが、この河内大塚の場合、かつて存在したと見るべき資料に加えて置きたい。

17 天王杜古墳 (第九図)

前記清寧陵陪家二子塚と同じく小規模の前方後円墳で、封土周辺は現在耕地であるが、貯水は全体としては不可能なので、水濼を省略して周庭帯に代えた形式であろう。これは一種の退化的現象とも云えるかも知れないが、いまのところ資料は



第九図 天王杜古墳略図

あまり多くはなく、つぎの20・21に挙げる二件だけ私の注意にのぼつたに過ぎないが、かかる零細な種類を求めて全国的な調査をすれば案外多いのではなからうか。

18 五十瓊敷入彦命墓（第七図11 図では宇度となる）

南面の前方後円墳で、いま西側に南海鉄道線があるために明瞭ではないが、これも周庭帯を避けて敷設したとも思われることは、水濠の外汀線から鉄道までの距離が東側の周庭帯とほぼ等しい。

東と北側には周庭帯の残存が認められ、現在東側では狭い道路が南北線に通じる。これはかつての水濠の外汀線であったのが、後代に至つて何かの理由でこの古墳の補修をしたとき、水濠内に現在の汀線をつくつたのであろう。そのため西側の水濠は東側よりはるかに広い。東側には造り出しがある上に、水面が狭められてあるため一層狭隘を感じる。

従つて東側の道路から、東25mの地点にある点線内をもつて、周庭帯本来の幅とすべきであろう。その他の部分は建築物等のため不明瞭であるが、後円部附近の陪家との関係からも周庭帯の施設をなした古墳に加えることは差支えないと思われる。

19 雲部車塚古墳（第七図7・図版第三二） 陵墓参考地

丹波の奥に雄大な姿を敷衍するこの古墳は、ほぼ東面の前方後円墳で前方部約30m、北側で36mの痕迹がある。その他は南側陪家の附近に北側と相對すると思われる線がわずかに認められる。西側—後円部—では丘陵が迫りその上に円形陪家があるので周庭帯はわからない。と云うより施設は無理のように思うが、左右各一—とこの陪家の三基とも、周庭帯外線に接し、もしくは半ば周庭帯城内—北側—にあるようにも見える。

いま南側を東西に走る篠山—園部の道路は、周庭帯内を突破し水濠に

そつて、前方部右隅角で少し角度を左方へ変えて再び東進する。

現状から判断すると後方に周庭帯をつづけるとなれば、勢い丘陵を平夷しなければならぬから、その労力は甚大な数を必要とするためにこれを省略し、却つて地形を利用して陪家を築いたと推定される。

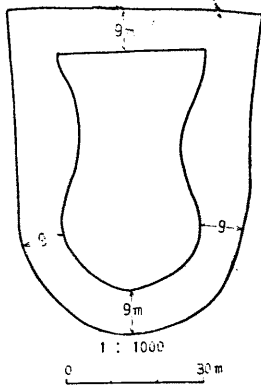
これがために他の三方は、比較的その幅を広くとつていられるにも拘わらず、後方を欠くと云う結果になつたのではなからうか。地域的には畿内地方とは異り、かなり遠隔の地に築かれたに反し、中央文化地帯にも数の少ない古墳形式をとり入れた点に、雲部車塚の文化的意義がある。と云うことは附近にはかなり多数の古墳が散在し、地名また本庄と称することは、丹波国の文化の中心地でもあつたと推察される。中世本庄氏がここに居て三丹の押領使として勢威を張つたのも、奈良時代以前に溯つて考えられる。この古墳に、丹波道主命を葬つたと云う伝説を裏付けるものはないが、附近の地域が、古く帝室直轄地であつたことなども、中央文化の直接的な移入が考えられる。

古墳の北方に村雲村がある。藤原不比等の三男宇合の子孫が上杉重房と称し、山陰道の知事で丹波の御所と呼ばれ、叢雲御所の別当であつたとか、丹波志に記されているのもあながち否定し難く、この車塚古墳が断然群を抜いた規模をもつて、築造されてあるのは文化史的には故なきことではない。畿内地方では宣化陵と伯仲する規模（封土全長一四〇m）であるから、古代丹波の山間部における、よほどの社会的実力者の奥城であつたことは云えよう。

20 西都原古墳群 第二〇二号古墳(第一〇図)

ほぼ南面の前方後円墳で封土全長50m余、周庭帯はほぼ9mの幅、クビレ部は13—14mで周る。貯水が必要であれば掘り深めることはできず。しかし水を排出することは不可能である。

周庭帯の線はわずかに他と区劃をするに必要な、低い畦畔を周らすにすぎない。この事実は水濼を意図せず、封土周辺に兆域を設けることを、目的とした施設であると云う他はない。即ち前出の古墳と同様、水濼の施設を省略した形式である。西都原古墳群では、これをもつて前方後円墳の代表形とすべきだが、畿内地方にあつても、かような整然とした形状を示す古墳は少ない。むしろ水濼を省略し、周庭帯をもつて代えた古墳形式として最も整美な資料と云つてよい。



第一〇〇四 西都原第二〇二号古墳図

同じ古墳群中で封土形式の点では、第二一六号古墳—封土全長約59m—がこれに対応するが周庭帯が測量図に出ていない。二〇二号古墳のよ
うな場合を考えると、耕作開墾等によつてかんたんに破壊されるから、
築造当初には施設されたが
消滅したのではないかとも
疑われる。殊に図示するこ
ころによれば、附近の製図
当時は草原のようであるか
ら、地形の改変は極めて容
易である。現在図によつて

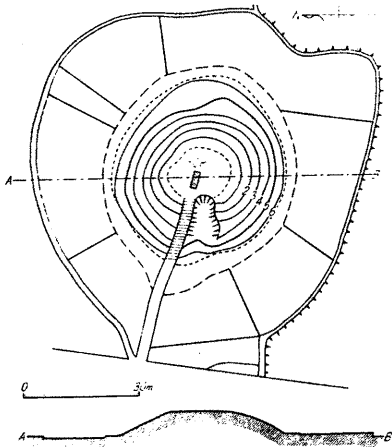
この二一六号古墳に周庭帯があつてもよいが、いまこれを見ないのは当初からどうかと云う疑問を残して置く必要があると考える。

他の古墳で封土形式からの類似を云えば男狭穂塚がある、この古墳には貯水しないが、深さ1m以上の周濼がある。その封土全長180mに近く、前記二〇二号に比較をすれば、三倍以上の規模による築造であることが、やはり深い周濼を施設する理由にもなるのではなからうか。

21 稚児塚古墳(第一一図)

前記墓山古墳の方形陪冢に周庭帯のあることを記したが、円墳にもまたこれを周らせるものがある。即ちここに挙げた稚児塚であつて、昭和三十五年秋、富山大学へ集中講義に行つた際、余暇を利用して高瀬重雄教授と附近を歩いた。

そのとき富山県新川郡立山町浦田の稚児塚の周囲にある、水田の半以



第一一〇 稚児塚
掘高瀬重雄氏測図

上が高さ17cm前後の畦畔で、外方が約60cmの低い水田につき、他方には約70cmの畦畔はあるが、田面は内外ともに高低差のないことに気付いたので高瀬氏とよく観察をしたところ、これに貯水をする場合には、現在耕作中の水田に要する水深、即ち20cm以上の貯水は到底不可能であることがわかった。この古墳も要するに前記の天王杜などの周庭帯の簡略した形式をとった施設と判定した。

以上私のいわゆる周庭帯資料について列挙した。この中にはなお考慮を要する古墳もあろうし、未検出の資料で、より有効な示唆を与える古墳もあることと思われるが、私見をもつてすれば周庭帯そのものに対して、つぎのような見解と分類が与えられる。

記述においてすでに感知されたことと思うが、周庭帯のあり方を

第一 水濠外に施設し、古墳築造企劃としては最も整備した形式と見る

べき例―津堂城山・墓山各古墳。

第二 直接封土に接し、一般古墳の周濠もしくは空隕と類似した形状で、

築造上の簡略形式を示す例―西都原第二〇二号・天王杜各古墳

に大別される。この私見に対して、或いは異なる見解が出るかも知れないが、第二の施設は何れも規模は大きくない。こうした形式上の二分類をもとにしてさらに細別するとつぎの如くなる。

(1) 二重堀の意味を思わせる例、築造当初から貯水を目的としたかどうか、現在二重堀として貯水する例―今城塚(第七図6)・允恭陵

(第七図12)・磐之媛陵(第七図4・図版第四一・二)。

(2) 深い空隕と見られる例―今城塚・五十瓊敷入彦命墓(第七図6・11)

(3) 空隕ほどの深さに達しないもの―土師古墳(第七図2)・仲姫命陵

(第七図3・図版第一一・2)・応神陵(第七図9・図版第二一・1)・墓山古墳(第七図5・図版第三一・1)。

(4) 堤の上面を広くした例―巢山古墳(第六図・図版第四一・1)・応神陵

(第七図9・図版第一一・1)。

(5) 平面的な区劃を周らしたために、耕地化するとあまり限立たない例―津堂城山古墳(第七図1・図版第一一・1)・西都原第二〇二号古墳(第一〇図)。

(6) 周庭帯施設と見ているが、後代の耕地整理によつてできたかとも疑われる場合のある例―仁徳陵(第七図10・図版第一一・2)。

(7) 水濠・空隕がなく直接封土を周る例―天王杜古墳(第九図)・清寧陵陪家三子塚(図なし)・西都原第二〇二号古墳(第一〇図)・稚子塚(第一一図)。その他に、自然丘陵を利用したために、周庭帯に相当する部分が、附近の耕地面より高くなる例―西乗鞍山・うわなり各古墳(天理)があるが私は(7)に抱括している。

ここに例示した古墳の形式の大部分は前方後円墳であるが、若干の方・円墳がある。

以上で周庭帯の資料としては不十分ながら一応の観察を投じたのであるが、最後に古墳における周庭帯の意義を考えると、兆域を設定する第一線であることが先ず察知される。土坡を築き土塁を高く盛り上げて、

他からの侵入を防圧しようとするのではなく、却つて地形地物の高低差を故らに示さず、わずかに一線を劃することによつて、古墳の尊厳を保持しようとし、事実また護持の任務を尽して来た例が多かつたと思われる。津堂城山古墳・応神陵等の附近に発達した条里制遺構の現状に照らしても、周庭帯の線の残ることなども合わせ考えられる。

しかしながら大規模の古墳においては、周庭帯の占める地域もまた広大な面積に達するから、現代ではほとんど古墳の兆域であることが忘れられるに至つた。われわれ古文化保護の立場にあるものにとつては、このことも容易にならぬ問題であるが、将来この遺構の保存事業は、ますます困難な環境に追い込まれてゆくことは必至である。

また社会は重要古墳の分布地域に向かつて、急激な開発の手を延ばしてゆくから、現在の保存計画はもちろんであるが、何よりも先ず実測図と航空写真による調査が急務であろうと考える。その結果に基いて保存の対象を決定し、また対策を講ずべきである。

最後に周庭帯の意義をもう一度観察してみたい。と云うのは周庭帯の現状からは、兆域の設定第一線であろうと私は推察し、前記の資料説明にあたり、その実態のわかる古墳についてはかなり強調した。

いまこれを延喜式の諸陵墓における、兆域との対照を試みるとどんな関係を示すかである。私はここでは前方後円墳の周庭帯を主としているので、延喜式記載の陵墓全般に及ぼす余裕はないが、この問題は長い時代にわたる学界の懸案であるから、何かの機会に解決を求むべきである。

その一翼を担う意味で、先ず応神・仁徳陵の周庭帯が、築造企劃上の条件をもつていたとして、復原から計算してみると偶然の一致かも知れないが両陵ともほぼ近い数字を示した。他の諸陵の御治定にも、それぞれ伝承・記録の拠るべき史料から定められてるので、一概に異論を挾むことはできないが、応神・仁徳陵を考古学的に見て、特に重要さを先ず採るべきであるから、いまはこの二陵を対象とした。はたして私のとつたこの見解が、将来是認されるときが来れば現在指定外の大形前方後円墳で、延喜式記載の皇陵と兆域が一致するものもあるかも知れない。そのときは周庭帯を含めた、陵・墓及び古墳の計測の面からの新らしい検討の方法がとれるのではなからうか。

附記 欽明天皇陵では、南側で水田となる現状から推して、周庭帯か二重濠かと思われる部分があり、北方の丘陵を削つた類似の施設もある。陵は東西に主軸をとつた丘陵にそつていて、その一側を切断して封土主体を成し、周濠の土を盛つたとも見られるから、巢山古墳の周庭帯に類似するのではないかと考える。

註1 拙著『日本の古墳』に大要を取扱つた。各陵墓以下の古墳については、この記載と対照されたい。

註2 『陵墓要覽』 宮内庁刊

註3 『延喜式』卷二十一 諸陵寮

恵我漢伏崗陵 輕島明宮御宇応神天皇。在河内国志紀郡。

兆域東西五丁。南北五町。陵戸二烟。守戸三烟。

百舌鳥耳原中陵 難波高津宮御宇仁徳天皇。在_三和泉国大島郡。

兆域東西八町 南北八町。陵戸五畑。

右二陵は延喜式刊行以前より他との混雜はなかつたと考えてよいから、これに延喜式の記載を該当してみたのであるが、必しも正中を得たと云えないにしても、接近する兆域の広さをとることができた。これが偶然でないなら注意を要する問題である。

延喜式に記載する兆域は、町・段・四至の区別をもつて記される。阿陀・後阿陀墓の東西・南北各十五町、山科陵の各十四町、佐保山西陵・宇治墓・多武峯墓の各十二町の広大な数字による表示と、深草陵の東西一町五段南七段北二町、後田邑陵・小野陵などの四至によつて兆域範圍を示し、町段数をとらない場合もある。これの細別にはいろいろのことが考えられるから、将来この方面への研究がなお残された問題の一つとしてとりあげられよう。

また延喜式記載の兆域と、現在御治定の陵墓と対照してみることも必要であるがなかなか容易な事業ではない。しかしこれは陵墓調査の方法の一

つとして、検討すべき性格のものではあるまいか。周庭帯施設のある古墳で、その復原的研究がいよいよ確率を増して来れば、ある程度の判定に基礎が与えられると思われる。

もちろん御治定そのことに問題のある場合は別としても、履中陵の現存周庭帯復原線から計測すると、延喜式記載の東西・南北各五町に対して、東西四町二十五間前後、南北五町前後の数字が出る。

仲哀陵はじめ二―三の陵墓で比較をしてみると、偶然の類似かも知れないが一応参照されてよい。また用明・推古等の方形陵墓は形式に特色のあることと、歴史的には後代に近くなるから、伝承にも混乱が少いだらうと思われる。延喜式では推古陵の東西・南北とも三町。用明陵は東西二丁、南北三町となっているが、主墳は用明四十五間、推古四十間―何れも外堤を含めて―前後の方形となるから周辺地域、その幅を主墳の約2倍にとることになる。出来れば将来現地形との詳しい対向によつて、こうした關係を究明したいと考える。

後篇 主墳と陪冢

一 陪冢の意味

陪冢の意味は主墳に対する陪従的古墳である、と従来から概念的に考えられて来た。しかし近来陪冢的位置にある古墳で、埋葬施設が明確に把握出来ないもののあることから、疑問をもち初め、その追究を進めていこううちに、別な機会から陪冢の地理的位置について考えさせられるものがあつた。

即ち第一には陪冢は埋葬以外に遺物のみを埋蔵するために、主墳に対する供献もしくは副葬の目的で、築造されるものがあるのではないかと云う、新しい見解が必要になると思われること、第二には主墳と陪冢の地理的な関係に対して、周庭帯の施設のある古墳では、周庭帯を介して、主墳との位置が考えられる場合もありうると推察された。

ただしこの場合後者に対する資料はまだ少いので、全く一個の私見を提出するに過ぎないから、あえて強調をするわけにはゆかないが、陪冢そのものを、主墳との関係における位置的な判定が与えられなければ、陪冢とは云えず形式は小規模であつても、独立の古墳として取扱はなければならぬことになる。

その点で陪冢であるかどうかの判定が先決問題となるので、現在資料

は貧弱ではあるが、一応私見を記し今後の見解展開の基礎としよう。

二 主墳に対して陪冢の配置

陪冢の判定を周庭帯との関係において、これを認識しようとすることはまだ的確な資料が整っていない。しかし前篇で記述した如く周庭帯が古墳の兆域設定の外廓線を限定していることが確認される以上、主墳と陪冢の関係をこれから割出してゆくのも一つの方法であると思われる。

以下の記述は周庭帯との関係を考慮しながら、主墳と陪冢の問題を取扱うことに目的がある。

それで陪冢の代表的な位置から云えば、仁徳・応神両天皇陵の外堤上の小古墳は、当然陪冢とせざるを得ない。しかし応神陵の場合は陪冢のために外堤線が曲げられてあるから、主墳に対する陪従の意味からは理解し難い点もある。これを築造企劃と土木施工の面から考えると、主墳の築造がこの小古墳のため、設計上に支障を来たした結果とも云える。このことについては更に追究を要するが、つぎに廻して置いて仁徳陵の場合を見ると、陪冢のために特に施工上の変化はなかつたらしいから、先ず主墳に従う陪冢と見てよい。

かくて本陵地域内の陪冢の存在に対して、一応本陵もしくは周濠外に散在する陪冢は、応神陵前方部に接した丸山古墳なり、仁徳陵濠外の十数墓の小古墳は、概ね復原した周庭帯地域に連る位置にあるのではないかと推定しよう。

従つてこの状態をもつて、主墳に従属した陪家の關係を判定する基本的要件、と考えることが可能であるなら、この問題はほぼ解決に近づいているやに思われるのである。しかし古墳の事実ではそう簡単にはゆかないのであるが、この考えを肯定せしめるものとして、例えば小那辺古墳の西方の陪家は、一列に南北線上に六基が並び、図を見ても、空から見ても陪家であることを否定し難い現実を示している。他にも主墳と陪家の關係を具現するよい例はいくつもあるが、小那辺古墳の如きはその典型的な資料であろう。

かかる前方後円墳と方形古墳の配置は、たしかに主墳に従う陪家であるが、周庭帯の線を復原してみると、その外線が南北線上に並んだ陪家のほぼ中央を貫いて、串に挿した団子の様な状態を示している。もし古墳の西方の水上池東岸まで周庭帯の幅員を拡大することが出来れば、問題なく陪家が周庭帯地域内に納まるわけであり、小那辺古墳の後円部北濠外方の二基、及び東方の一基の各方形墳も大体同じ条件のもとに承認されることにはなるが、周庭帯当初の意図の外線に前記のような計画をもつていたとするとこの問題は考慮を要し、軽卒な判定は与えられない。従つて小那辺古墳の場合は周庭帯の外側限界線は、陪家列の中心を南北に貫く線にありとする見解では、応神・仁徳陵などとはやや異なる実状にあるものとしてここでは取扱つて置くが、水上池の汀線までとれば、完全に右二陵とも合致する。

これと同じ様な現状を示すのが雲部車塚古墳である。東面の前方後円

墳の左右水濠外に各一基の陪家を、あたかも車の両輪の如くに築き、後円部西方にも一基の陪家がある。周庭帯を考えるなら、前方部附近の地形をもつて、かつて存在したことが推察されうるし、陪家は周庭帯外線上に置かれてあつたのではなかつたと見られる。

車塚と同じ配置で外堤内に陪家を置いたのが上野の保渡田八幡塚である。従つてこの八幡塚の場合は、応神・仁徳陵と同じく、陪家が本陵地域に築造せられたことになる。

配置上周庭帯地域を離れ、しかも陪家としての意義を捨て難いものに、仲津姫命陵の南側にある四基の古墳である。これは周庭帯の外線に一部接しながら、ほとんどは線外に脱しており、周庭帯外に位置する陪家としてよい例を示している。四基のうち三基の方墳は一連となつてほぼ東西線上に連り、周辺には濠があり古墳封土・周濠はすべて同一企劃のもとに築造せられたようである。

一基はやや西に離れ、また後円部附近にも陪家―鍋塚―がありすでに消滅したものの一基―高塚―、これらは概ね周庭帯の線を外に逸脱して位置する。北側の神社も陪家に関係があつてのちに社殿が建てられたのではないかとも思える(第七図3・一三図・図版第二一・二)。

かかる例は他にもかなりあるから、既記の如く周庭帯地域内の古墳のみをもつて陪家であるとし、他は然らずとする見解は結局成り立たないことではあるが、従来全く注意されなかつた周庭帯との關係によつて、陪家の地理的位置の明確化しうる条件を把握しえたことは、航空研究の

齋らした業績である。

陪家の位置確認についてはなお記すべきものも多いが、以下記述を進めるうちに、自らしばしば個々の古墳で理解されるものがあるから、先ず陪家そのものについての調査記録を奨めたい。

三 陪家の判定

主墳に従属するので陪家と云う名とこれに対する従来の見解について、先ずこれを記述の上で認めたのは蒲生君平の山陵志⁽¹⁾が最も具体的であろうと考える。山陵志では初めに前方後円墳を説明し、併せて陪葬の事実を承認している。即ち

陪家は主墳よりその形が小さく、陵を廻つて数基が前後左右に配列され、概ね円墳が多くこれは帝王に対して近侍の人たちを埋葬したものであろう(原漢文)

として、主に従属者の墳墓、即ち主墳に対する陪家の意図を説明しようとしている。

彼が最初に前方後円墳を挙げたのは、壮大な築造にかかる主墳を明らかにしたわけであつて、前方後円墳の被葬者の生前に於ける社会的位置をとり、小円墳に埋葬された人たちの従属的事情から、陪家の認識に論点を進めたのである。

しかし陪葬のことは雄略天皇の崩後、その臣隼人が殉死して陵北の地に墓をつくつた、と云う書紀の卷十五清寧天皇元年冬十月の記載で主墳

と陪家の事実は明示される。⁽²⁾他に書紀卷二十一、崇峻天皇即位の年七月、捕鳥部万とその飼犬の墓を有真香邑につくるとき、双墓を築くこと、或は播磨風土記、饒磨郡貽和里の条に、雄略天皇のとき長日子なるものが死するにあたり、その子に遺言して第一に長日子、第二に永く侍した善婢、第三に乗馬のためにそれぞれの墓を築くことを命じている。

これらも陪家の意味を基礎として出発したことであらうから、古墳時代におけるこうした考え方は当然あつてよい。従つて人を埋葬するため陪家の築造は、古墳全体の企劃の中に含まれるべきであり、事実主墳のみの単独的な存在よりは陪家を従えた古墳の方が、規模や景観の上からも完成した古墳形式を示しているから、埋葬の有無はともかくとして、築造上陪家が主墳に伴つて存在することは環境整備の結果ともなり、また遺物副葬のための陪家が築かれたとすれば、別な意義を齋らすわけであるが、何れにしても今日われわれが古墳を空から観察し、また地上から封土の側面だけを見る場合にも、主墳を環つて陪家がいくつも存在するのは、たしかに古墳の偉容を増す事実を否定し難い。

従つて陪家存在の意義について、人体埋葬以外の事項が考えられるとしても主墳に対する陪家の存在は、全般的な古墳形式の完成もしくは整備する点で、时期的にも古墳文化の旺盛期にあることは当然な現象とすべきではなからうか。

応神・仁徳陵は規模の雄大性と、いろいろな意味で形式完成を示しているように、多数の陪家を従える点について考えなければならない面が

多い。そこで私はなおこれらの陪家について、いくつかの視角を求めて観察を進めてみたいと思う。

先づ陪家の多い陵・墓・古墳の現状をとり、及び陪家の位置と方向、つぎに陪家として一応確認しうる古墳で内部構造・遺物等のよくわかる資料を挙げてみて、それらがどう解釈されるかを攷察しよう。

主墳と陪家の現状を見ると

- (1) 主墳↘前方後円墳（前方後方・双方中円墳）陪家↘小形前方後円・円・方墳
- (2) 主墳↘円墳 陪家↘方・円墳
- (3) 主墳↘方墳 陪家↘円・方墳

等に分けて観察することが出来る。しかしこの場合主として古墳群の中でも、特に主墳と陪家の環境のはつきりとしたものについて資料を求めるとすれば、やはり陵・墓によらなければならない。

例えば古墳群でも西都原古墳群では、前方後円墳の規模は奈良・大阪附近のように大きくはないが、陪家関係のよくわかるものがあるに對し、近畿地方では和歌山の岩橋・奈良の新沢・大阪の高安各古墳群では主墳と陪家の判別に困難な場合がある。

これらは前記の判定方法等によつて、先ず確率の高い資料を求めなければならぬ。それで私は先ず代表的な陵・墓でこの攷察を進めようとして宮内庁の援助を乞うたわけである。従つてここに取扱う資料は主として、近畿地方の陵・墓を対象としているが、私の意図はこれだけに止

めたくはない。研究の継続者の出ることを希望するが、それは第二の問題として陪家の実際から記載を初める。

四 主墳↘前方後円墳 陪家↘小形前方後円・円・方墳

前方後円墳を主墳とすることは、大部分の主墳と陪家の関係において必然的なものと云える。その他の例(2)・(3)は量においては比較にならない。従つて資料のほとんどは(1)に集中する。またその中で小形前方後円墳を陪家とするものは、巨大な規模による築造に限定されるが、これらについては以下の記述によつて知られたい。

1 崇神天皇陵 奈良県天理市柳本(第二二四一)

主墳は典型的な丘尾切断で、東方に榊山古墳があり丘陵につづく。

この陵には周庭帯が認められないので、周庭帯と陪家の関係を觀察しようとするとは無理である。現在陪家は前方部濠外に近い二基の前方後円墳を指定し、他に濠内に一、東南濠外に一基の円墳がある。これらの陪家は、すべてその内容がわからないので、その面からは何とも云えない。しかし指定外となる前方後円墳―天神山古墳―は、位置的には陪家としてもよいが指定洩れであつたため、昭和三十五年夏、道路拡張の際後円部東側の大半の封土が削られた。この天神山古墳は規模の点からも、独立した前方後円墳として取扱うことも出来るから速断は出来ないが、これを崇神陪家とすればつぎのような事実から、遺物副葬用の陪家ではなかつたかと云う仮説が立てられる。

道路拡張による土工の際この古墳の調査をしたところ、二十三面の鏡をはじめ朱・刀剣類の遺物が後円部中央に埋蔵されてあつた。鏡は概して漢三国時代の舶載鏡と見られ、そのうち銘文を有するもの七枚以上、形式的に分類して方格規矩文鏡五、内行花文鏡四、神獸鏡一〇、盤竜鏡二、その他と云う比率を示し、板上に長方形に配列して、中央に多量の朱を堆積させた事実が却つて人の埋葬の存在を疑わしめた。

この古墳は神社建設の為に西半（南面の前方後円墳）は削り取られていたが、後円部の中央部が残存したから、すでに削除された部分に人体の埋葬部があつて、それがすでに消滅したのでなければ、遺物副葬のための崇神陵陪家と推定する可能性が非常に強くなる。私はこの際後説の見解をとつているが、はたして正しいかどうかは将来の研究に俟つこととしよう。

他の二基の前方後円形陪家については、その内容が明らかでないから何とも云えないし、円墳の陪家についても同様である。

2 景行天皇陵 奈良県天理市洪谷（第一二四四）

主墳は西面の丘尾切断の築造。前方部濠外の西北部に南面の小形前方後円墳の陪家がある。これも神社の社殿建築のため封土の一側が削られる。別に円墳・方墳陪家がある。何れも内容が明らかでない。

しかし前記崇神陵とともに、主墳の立地状態も同じく、また前方部に小形前方後円墳を配して、陪家とした構想もまた同様であるのは、この二陵の築造が時期的には大差のないことを物語るものと思われる。

殊に立地条件を見ると東方丘陵から、平野の方に派生する支脈の末端を、切断して巨大な前方後円墳につくり、どちらも前方部を西面することも、その設計が共通する。ただ崇神陵のある丘陵は、緩やかな勾状をなして末端が北方に偏するため、陵の中心線は西北位に偏し、景行陵はその反対方向をとり、ともに丘陵利用を示している。

3 応神天皇陵 大阪府羽曳野市菅田（第七四九・図版第一一）

主墳は北面する洪積台地上の築造。東北隅外堤上に同じく北面の小形前方後円墳がある。内容はわからない。他に円墳・方墳計三基。これら陪家のうち前方部に接した丸山古墳からは、嘉永三年に遺物が発掘された。出土現状はわからないが、学界に有名な聯竜唐草文透彫の鞍金具二組分をはじめ、鹿角刀装具・鉄器等がある。

大正十五年夏、私はその当時の京大國史科学生であつた、佐藤虎雄氏——天理大学教授と菅田神社に同行し、土蔵内を調べたときにはまだ発掘当時の箱のまま、嘉永三年発掘云々の貼紙して、泥にまみれた鹿角刀装具・鉄器破片類が一括して見つかった。その中には鉄の啣枝の壺に手綱の荒布の残るものもあつた。のちにこれらを国宝指定資料として加えた。思うにこうした資料がすでに発掘されている陪家は、さらに徹底した内容の究明が必要であらう。

応神陵では指定外の陪家と思われる古墳で、前方部近くにあつた珠金塚・盾塚・鞍塚を昭和三十年夏調査をした。この三基のすべてを応神陵陪家とするには異論が出るかも知れぬが珠金塚と盾塚は一応肯定され

る。しかしこれらの内部構造には埋葬施設があり、珠金塚では合葬が認められたから、陪家であるとしても遺物副葬のみの場合とは異なる。⁽³⁾

4 仁徳天皇陵 堺市大仙町(第七図10・図版第一―2)

主墳と陪家の状態が最も整正であり、前方後円形・円・方墳十六基以上が配置されていたと推定せられるが、現在は十三基を指定する。前方後円形の陪家は、後円部外堤西北部に二基と、前方部濠外東南部に一基(長山古墳)あるが、ただしこれは指定洩れになる。周庭帯の幅員約一二八mと推定されうる痕跡が東側に残るから、その復原線を迎ると長山以外の小古墳は周庭帯に入るか或は直接する。

陪家の塚廻古墳がかつて発掘せられ、巨大な硬玉の勾玉・鏡等の遺物があつた。この発掘は記録が不十分であるが、一応調査の目的をもつていたから、信すべき点も少なくはないが、埋葬の陪家より、遺物副葬のために築造せられたと観察しうる可能性が強い。しかしこの古墳も応神陵陪家丸山と同じく再調査をすることが望ましい。

その他十数基の陪家中には、小形方墳で人為的に変形させられて多角形となつたものもある。かように仁徳陵では陪家が周庭帯との関係を知るに、一応の資料を提供するのではないかと考える。尤もこの陵の周庭帯についてこれを絶対視して、断定の資料とするには現在若干の危惧があるが、このことについては将来の検討によつて確認したい。それまでは断定を保留する方が慎重な取扱いであろう。

5 履中天皇陵 堺市石津町(第七図8)

この陵は仁徳陵と同じ立地であり、周庭帯の痕跡と認められる部分が所々にある。後円部濠外で南面の帆立貝式かと推定せられる七観古墳は、ほぼ周庭帯の線に沿い、東北部にある円墳も同様の位置にある。七観古墳は約二十数年を隔てて二度発掘された。甲冑・刀剣・帯金具等多数の遺物があつたが、前回の発掘は遺物採取が目的であつたので副葬状況はよくわからない。ただ発掘者は考古学に関心が深く、坪井正五郎博士の指導を受けたようなことがあつたので、古墳内部の認識は大体的確であり、その談によると埋葬主体らしい構造は全く見当らず、甲冑武器類が墳丘のほぼ中央部で一括して埋置してあつた。

この附近の古墳では、履中陵南方の大塚山古墳・仁徳陵陪家塚廻古墳など、石室もしくは石棺の施設のない場合があるから、七観古墳も、埋葬施設のない遺物副葬のための陪家と断定を下すわけにはゆかないが、どちらかと云えば、後者の目的をもつたのではあるまいかと云う疑問を残して置く。他の陪家についても内部構造がわからない。また陵の東方で現在阪和線上野芝駅にすぐ北接して、北面の小形前方後円墳があつたが、これは鉄道敷設の際に縦断され、その残半が暫くあつたけれども消滅した。陪家として取扱わない方がよいと思うが一応資料として挙げて置く(アサヒ写真ブック・空から見た古墳収録写真第一七九)。

6 仲哀天皇陵 大阪府美陵町岡(第七図15)

この陵の前後に各一基の前方後円墳を陪家に配置したらしい。一基は後円部濠外に現存し、一基は前方部濠外にその形跡を残して耕地化し

ている。この他に二基の円墳が前方部附近にある。何れも周庭帯があつたとすると、その外線に接近して築かれたようである。

後円部外に現存の陪家は周濠を環らせる（東方部をのちに拡大したらしい）、整然とした西南面の古墳であるが、南にあつた陪家は前方部を主墳の前方部と斜めに相対し、いまは平面だけが残る。その形は整備ではないが、かつて前方後円墳であつたことを示し、後円部の附近に住宅が建ち並ぶために却つて古墳の外線を明確化している。これは土地の所有者が異なるので現状を呈するに至つたものと考えられる。

他の二基の円墳陪家は外形的に別段注意すべきものはないし、内部構造もよくわからない。ただこの陵の場合、前記二基の前方後円墳の陪家に特色が考えられる。それはつぎに記す清寧陵後円部濠外の、小形前方後円墳の陪家との配置上の共通性である。両御陵の主墳の方向は仲哀陵は南北線、清寧陵は東西線との相違があり、陪家がその中軸に平行（清寧）と対角線（仲哀）をなす差はあるが主墳と陪家の均衡は、前記応神と仁徳陵とはやや異つてことに気付く。

これは仲哀・清寧陵の陪家の配置は、企劃上のある基準を示しているのではないかと考える。よつて同じ前方後円形の陪家を従えるとは云いながら、応神・仁徳陵とは違つた企劃があつたのであろうか。

7 清寧天皇陵 羽曳野市西浦（図なし）

後円部濠外に仲哀陵とほぼ同じ企劃で、小形の前方後円墳一基を置く。その陪家は主墳を縮約したように築かれ、周庭帯と見られる施設が

ある。私は周庭帯の存在を確認するまでは、水濠が永い年代の間に埋もれて水田化したと考えていた。しかし現状をよく見ると周囲の耕地との高低差がほとんどなく、ときには周囲が更に低い場合もあるから、当初ある深さをもつた水濠であれば、人為的にこれを埋めたのではない限り、貯水せられた水濠はそう容易に自然の堆積で埋もれるわけではない。

殊にこの陪家の如きは地形上土砂の流入が考えられないから、第二次の事情から自然の埋没も考え難いとすれば、当然築造時の企劃としてこゝうした現状であつたと推察される。従つて周囲の水濠の外堤を更に取り巻く周庭帯の施設とは別に、封土の周辺に直接した周庭帯施設があつたのではないかと私は考える。この陪家もそうした事実を物語るのではないかと。

8 継体天皇陵 高槻市太田（第二図11・ち）

丘陵から離れ平野に接近した洪積台地上に、南面して築かれた大形の前方後円墳である。この陵の周辺には、後円部東北方濠外の小形前方後円墳をはじめ数基の陪家がある。継体陵は北摂地方では最も整備した古墳であるが、やはり前方後円墳の陪家を伴うことにより、古市・百千鳥古墳群などと規模の点で共通するだけでなく、主墳の平面は古市の允恭陵・墓山古墳と、ほとんど一致する点でも構築上の規一性が認められる。

継体陵陪家丸山(傍)は、主墳との比率では仲哀・清寧陵に比してやや小規模であるが、後円部附近に配置する点は共通している。この古墳は名

神高速道路の敷設に伴い、濠側を削ることになったので部分的調査をし、濠底にある敷石施設がわかった。しかし古墳の主体構造は明らかでない。ただ濠庭に堆積した土の中には埴輪破片・土師器等の破片が多数に混在したから封土には埴輪円筒列を周らしてあつた。

五 主墳く前方後円墳 陪家く円墳・方墳

この配列方法は陪家として最も普遍性をもつのであつて、前記のように前方後円墳を陪家に配するのは、大規模の主墳における場合としなければならぬ。主墳の規模が壮大であると云う絶対的条件に支配され、将来といえども各地で多数に知られる様なことはなからう。

9 神功皇后陵 奈良市山陵町(第一二図2)

丘尾切断形式と見てよいが東南面する前方部につづいて神社のある丘陵と、東に指定された陪家がある。それぞれは一連の丘陵を切断したか若干の高低差のあつた丘尾に加工したと考えられる。後円部南側附近の陪家は別段異論はないが、前方部東方の陪家は主墳との距離や位置から肯定し難い。聞くところによれば指定当時官有地を編入したとのことである。反対に民有地であつたために、当然陪家として主墳に従属せしむべき古墳が除外されるものもある。これらについては将来慎重な調査の上適当な処理が必要である。

神功皇后陵の陪家は、内容的にはこれを詳しく説明する資料もなく、配置においても以上の通り特色はない。

10 宇和那辺古墳 奈良市法華寺町(第一二図5・ろ)

前方部を南面した洪積台地端の築造で、濠外東方に同じ方向の前方後円形とみられる半壊の陪家があり、北方濠外には少くとも二基以上の方・円形の陪家があつたと思われるが、そのうち円形の高塚は昭和二十年冬から翌年の春へかけて、進駐軍施設のため破壊された。しかしこのときは慌しい中にも一応の調査が出来、初めて陪家には遺物副葬の目的で築造したものもあるのではないかと云う疑問をもつた(第一二図ろ)。

しかも副葬品は、大量の鉄材と認められる大小の梯形鉄板と鉄製品、並びに石製模造器具類であつた。陪家は必しも埋葬のためではないと云う推定を与えるためには有利な埋蔵状態を示したので、その後こうした方面への関心を喚起する動機をつくつた。高塚はやや大形の円墳であつたが、封土の中央部に副葬遺物が集まり、その他には全く埋葬施設らしい形跡がなかつた。これは甚だ注意すべき陪家研究への示唆であつた。

高塚の西方に接近して方形陪家一基―大和第五号墳があり、埋葬施設の有無は明らかでなかつた。この古墳は進駐軍が、中央に小さな建物をつくつたときに破壊されたので、若干の遺物は検出せられたが、棺槨施設はその後のわれわれの調査の際にもよくわからなかつた。

11 小那辺古墳 奈良市法華寺町(第七図14・第一五図)

立地状態は前出と同じく併列している。陪家についてはすでに記した通りであるから省略するが、内容は何れもわからない。

かように奈良市の西北、宇和那辺古墳群中の大古墳で神功・成務・称

徳・日葉酢媛・磐之媛・平城の各陵があり、それぞれ方・円形の陪家を従えている。その他にも数基の前方後円墳があり、あるいは副葬遺物の検出せられたものもあるが、主墳と陪家の関係において、この際資料として採用するに適當なものに接しないが、日葉酢媛陵東北方濠外の猫塚は、奈良附近ではまれに見る大形円墳であつてここから刀剣類を検出した。これが日葉酢媛陵の陪家であるとすれば看過し難いことであるが、一応注意するに止める。

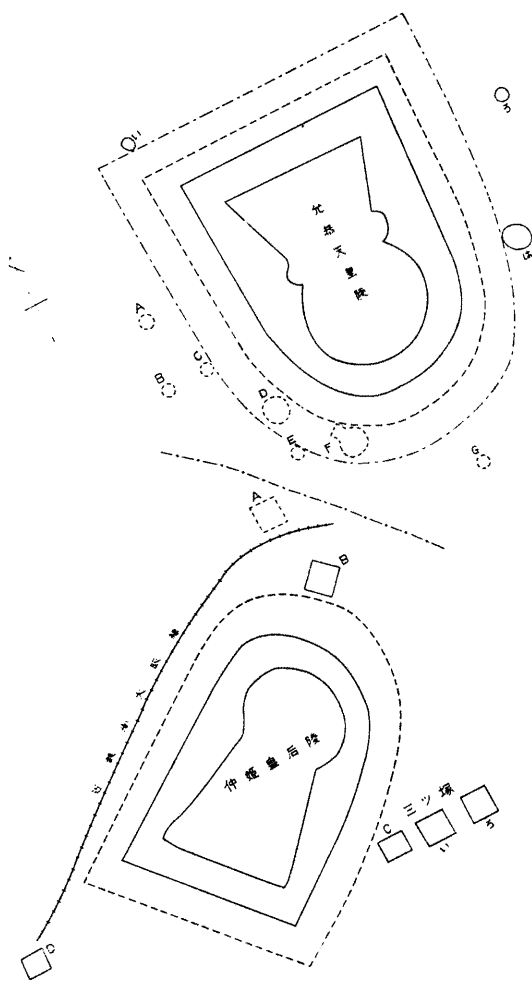
宇和那辺古墳群の南方、垂仁陵(第二一四七)には東南濠中に円墳一基、その他濠外に数基の陪家が指定されている。そのうち主墳からかなり離れた東南(乙)と東北(丙)の陪家は、却つて距離的に自然な観がある。

また西北方の円墳は(宮内庁番号い)、前記猫塚と日葉酢媛陵との位置的関係の様に、はたして陪家としてこの円墳が築かれたかどうかは、疑わしいからこの場合にも何れとも決定し兼ねる。

奈良市東南方には天理市の古墳群があつて、大形前方後円墳を主墳とする陪家関係を観察するに必要な資料も少くないが、これらについては個々の調査記録に纏めることとして、つぎに他の地方で方・円墳を陪家とする古墳をとつてみよう。

12 允恭天皇陵 大阪府美陵町国府(第七一四・第一三三)

前方部を平野に直接して築いた前方後円墳で、現在の二重濠は周庭帯の内側もしくはその一部かと思われる。後円部濠外南西部に二基の円墳があつた。後円部は二重濠でないから、周庭帯上にこの円墳が陪家としてはいることとなる。一を唐櫃山(第十三一四F)、一を長持山(第十三一四E)と称したが、道路敷設のためその姿を消した。允恭陵の陪家はこれ以外



第一三三 主墳と陪家図 いろは記号は宮内庁・ローマ字記号は筆者がつけた

に濠外東側に円墳二基が指定されている。一基は周庭帯の線にかかり、一は線外に出るがともに陪家として認める可能性は充分にある。

しかしこの二基の内容は不明であるが、前記唐櫃山・長持山は、それほぼ同形の石棺を埋蔵することによつて、主墳に対する人体陪葬の

確実な事実を知ることが出来る。

長持山は早くから同形の石棺（変形家形？）二個の並列埋葬が知られて居り遺物も杭の内外にかなりあつた。特に一領の挂甲は従来出土の古墳遺物中まれに見る完備のものである。これは調査者の綿密な発掘による復原であつて、多くの場合鉄小札の挂甲は、初めからその発掘手段が投げ遣りになり易いが、偶然な土工の発掘でない限り、かかる良心的な発掘方法をもつてこれに臨むべきである。この点発掘調査に対するよい教訓を示している（京都大学考古学教室感）。

唐櫃山は長持山とほとんど封土を接するほどの近距離にあつた。長持山・唐櫃山の名は、この名称の与えられたときから石棺による埋葬が認められていた。唐櫃山は堅穴式石室内に一棺を埋葬してあつたが、両古墳には全く同一製作の石棺三つを納めた点に、手法上の規一性から年代の同時性、古墳築造―陪家として―の目的等について特に着眼を要する点があるのではなからうか。

何れにしてもこの二基の陪家は埋葬のための築造と断定しなければならぬ。そうすれば主墳の被葬者とはどんな血族的な連りをもつた人たちか、それとも社会的に共同の仕事に従事したか、或は播磨風土記の長日子を主としたような墳墓の造営で説明されるのであろうか。

13 仲姫命陵 大阪府美陵町沢田（第七図3・第一三図・図版第一二）

允恭陵の南で西面の前方後円墳で、両者の後円部地域は周庭帯の外線かがほとんど接触しているほどに近い。最近道路工事で消滅した高塚

（第十三図A）は、後円部東北方周庭帯の線をわずかに離れ、允恭陵との中間に位置したから、仲津山陵の陪家かどうかとも断定し得ない点もあるが、現状から見ると允恭陵に属せしめるよりも、仲津山の陪家とするに近いと考える。

この高塚では明瞭な埋葬の状態がわからなかつたが、遺物のみの副葬とも断定し兼ねる状態であつた。部分的に盗掘された個所があつたこと、遺物の量が非常に少なく或は質素な葬法による、人体埋葬のために築造したのではないかと見る方が、可能性が強いようである。

高塚の所在は現在電車線の北に沿つたがその反対側の南で線路に接した方墳の鍋塚がある。仲津山陵の陪家としては当然肯定に価する位置を示すが、この陵の明瞭な周庭帯の外線からわずかに東へ離れており、また南方の方形陪家三つ山も同様である。更に西方にやや離れて鞍塚があつたが、陪家であるかどうかを決定し難い。

三つ山は何れも内部の状態を知ることが出来ないが、現状を検するに巨石の一部が露われたものがあるから、石室の一部と推定しうる場合もある。それ以上の観察は現在のところ不可能である。

これらの地域は、いわゆる古市古墳群の北辺に当たる部分であつて、南に応神陵の前方部が迫つて来て居り、狭い地点に数個の円墳―珠金塚・鞍塚―と、小形前方後円墳―楯塚―があつた。

これを位置的に陪家か独立古墳かを判定をすれば、珠金塚は応神陵の陪家としても可能性はあるが、それぞれは独立の古墳ではなかつたと思

うので、ここでは詳しい記述を省略する。調査の結果、三基とも人体埋葬の事実は確認された。

14 反正天皇陵 堺市三国丘町(第一二図3)

洪積台地端から沖積地帯への傾斜変換線上で、約20m等高線にそつて築かれる。百舌鳥三陵は何れも同じ地形にあり、この陵の西側は急に等高線が低下するから、前南部東南、後円部東北及び陵の東側のみに陪家があつて、西側には現存しないのは築造当初からなかつたのかも知れない。或は市街地となるときに除去されたような場合も想像されるし、海岸の砂浜にも古墳があるから一概には云えないが、現存しないことは事実である。この陵の附近には他に大形古墳がないから、上記の小円墳は陪家であろうと考える。しかしこの場合は主墳と陪家の配置を観察する程度に止まり、陪家そのものの内容を知ることが出来ない。

15 御廟山古墳 陵墓参考地 堺市高田町(第一二図6・B)

この古墳の陪家と認められるものは、後円部の北方大地教会の敷地内にある古墳と、東方濠外のカトンボ山(B)であるがともに円墳でカトンボ山は現存しない。古墳は西面するから履中陵東側と、仁徳御陵前方部の間に散在する小古墳のうち、東方に近く位置する古墳は、或は御廟山古墳の陪家となるものがあつたかも知れないが判定し難い。

カトンボ山は陪家として誤りはないと考えられるが、開墾されてその形を失つた。土工による破壊であつたために内部主体を詳しく調査することが出来なかつたが、埋葬施設よりも遺物埋蔵を主とした構築状態が

認められた、恐らくはここに出土した多数の鉄器と、尨大な量に達した滑石製品は遺物埋蔵を目的として木板に盛るか、大形の箱に収容して埋置したのではないかと推察された。この調査前後からわれわれが陪家的位置にある古墳で、特に人体の埋葬がなく、遺物のみを埋蔵する陪家があるのではないかと云う、関心を深める動因をなしたのであつた。

16 いたすけ古墳 堺市百舌鳥町(図なし)

御廟山古墳に南接する。同じく西面の前方後円墳で環境も同様である。後円部東北方濠外に整美な方形陪家がある。その他外堤線にそつて所々に雑地があるのは、陪家の痕跡かとも推定されるが明らかでない。しかも周庭帯のような意味で、何か特別な理由もなく自然に残されて来たのではないか。こうした点で古墳と兆城関係を併せ考える場合もある。

この古墳附近は、早くより耕地が開発された地域であつたにも拘わらず、いたすけ古墳の周辺に、かような状態で比較的広い雑地の残るのは考えるべきものがあるのだろうか。

17 土師古墳 陵墓参考地 堺市東百舌鳥(第七図2)

百舌鳥古墳群の南端に位置する西面の前方後円墳で、陪家は周庭帯の外線の南西に円墳が二基あつた。後円部濠外周庭内に近世の共同墓地がある。これも陪家との関係があつたのかも知れないがよくわからない。しかしその外に円墳らしいのが一基ある。土師古墳は一応仁徳陵附近の密接地帯から南方に偏位してあるから、これを主墳として、附近の小古

墳を陪家に数えるのは常識であると思われるが、何れも内部の状態がわからない。配列と周庭帯を観察するに過ぎず、ここでは陪家の位置がかなり周庭帯外線とは隔つて散在するから、仁徳陵のような現状を以てすれば陪家としての性格が薄くなる。ただ周庭帯内に近世の墓地のあることは、その初めの時期はいつ頃であるかは明らかでないにしても、墓地の意識の伝統を知りうるのは、陪家とは直接の問題点にはならぬかも知れぬが、これにも兆域を考える上に示唆するものがある。

18 今城塚古墳 大阪府高槻市（第七四六）

継体陵と同じ様な立地状態を示し、これを継体陵と推定する研究者もあるが、規模の点では劣るものではなく、殊に周庭帯がほとんど原形を保ち、陪家はその外線地域からかなり離れて散在する。従つてこの場合には周庭帯を基準にして陪家確認の方法は成り立たないことになつて、前記の土師古墳と同じような環境を示しているが、近くに大形古墳がないから、前方部濠外の左右にある小円墳はこの古墳のためにつくられた陪家であろうか。

19 鷲塚古墳 奈良市若草山上（図なし）

前方後円墳であるが、南面した前方後円墳の前方部に接して、二基の陪家と推定せられる隆起がある。一は円、一は方形を呈し、封土とは見えないほどの隆起であるが、葺石・土師器等があるから、陪家でなければ、古墳への祭祀跡とも疑われるが、恐らく陪家と推定する可能性が強い様に思う。

かように、前方後円墳を主墳として、円形の陪家のある古墳は全国的に分布するから、他は省略するが、付け加えて置きたいことは安閑陵の東南に皇后と神前皇女の陵墓があり、その他の陵域附近に埋葬せられたのを、陪家の性格を以て見るか、合葬とするかについての判定である。これは現状によつてそれぞれ同一ではないから、この点についての考察も必要なことと考える。宮内庁出版の『陵墓要覧』によると奈良時代以前の陵墓中に、同一封土中に埋葬せられた合葬と、本陵から若干の距離をとつて埋葬された場合とがある。これらは詳しい被葬者のことがわからなければ、無名の陪家と云うことに判定されるのではなからうか。

畿内地方における、前方後円墳を主墳とする陪家研究に対して、関東・九州その他各地の古墳が示す主墳との配置、距離の問題であるが、何れも特殊な現状をなすものも少い。多少地方色があつてよいとしても、詳しくこれを知ることが現在としては困難である。

ただ第一二四10の保渡田八幡塚の例のように、陪家の配置はいわゆる車塚の形式であるが、外堤によつて囲まれている。これは近畿地方の古墳では従来その例が明らかでない。この配置は或は年代的にまた地方的に特色を示すものとしてよいのであろうか。

尤も崇神・垂仁陵の水濠中に陪家があるが、築造における当初企劃によるかどうか明らかでない。その点では八幡塚は陪家配置の一様式を示すものとしてよい。

宮崎県の西都原古墳では大正元年以来発掘調査が進められ、主墳と陪

家の内部主体について知ることのできる古墳がある。この場合にもどの程度に、陪家を認識すればよいかと云う点で判定に困るものがあるが、一応前に記したような観点から、陪家の位置を推定して観察を与えることにする。

西都原古墳群で、主墳と陪家の関係を最も適切に知ることの出来るのは、日本古文化研究所の作成した実測図の、第四図における第四六号古墳を主として、その周辺に散在する十数基の小形古墳である。この中には大正二年五月発掘の前方後円墳もある。これを第四六号墳の陪家と断定するには或は異論が出るかも知れないが、また必しも全面的な否定も出来ない。しかし、主墳の周辺近くに散在する、十数基の古墳の多くは陪家とすべきであろう。

同じ傾向で古墳数のやや少いのが、第五図版の第七二号墳―大正元年十二月調査、また群集するために主墳と陪家の判別に困るのは、第二図版の古墳である。その他に陪家一―二を配した前方後円墳は若干ある (p.12―95・p.18―88・p.13―35)。

これらの中から大正九年以来の調査で、陪家としての内容のわかるものを採つてみると、やはり、ときには埋葬の事実を確認しうるもの、或は埋葬か遺物のみの埋蔵かを明らかにし難い古墳がある。殊に調査にあたり、いま私が問題にしている様な見解はなかつたから、記述の中でこうしたことを求めるに困難な点もあるのはやむを得ない。

日本古文化研究所作成の前記図版第四収録の五十六号墳は、大正二年

五月に調査され旧第二十三号墳にあたるもので、報告書にはつぎのように記載している。

前方後円式にして西隣第廿二墳に接せり。其後円の内部を発掘せしに、等しく無石槨に属すれども二段に築造せられ、其段級の高さは一尺五寸にして段級の上には何物をも認めざりしが、其下部に於て四本の剣の並列しあるを見たり。次に前方の部分が発掘したるに、総ての場合に於けるが如く此部分に於ては、終に何物をも得る能はずして止みたり。

以上は銚子塚より第廿三号墳に至る、一群の古墳帯を発掘したる事実にして、此等発掘調査の事実に徴すれば、粘土棺は最も大なる銚子塚以外に於ては之を認むる能はず、(中略)粘土棺は銚子塚の如き大土墳に於てのみ見出さるべきものにして、小土墳には之を見る能はざるものと断ずるも敢て不可なきが如し。而して円塚には一も棺なるものを認むる能はざるも、木棺の存在せりしや如何は疑問にして、現時其形蹟を見る能はざるが故に容易に之を断ずる能はざるも、或は曾て之を有したるやも知る可からず。(西都原史蹟調査報告書 p.35・36)。

調査者はこれを木棺があつて腐朽したかも知れないとしている。何れとも断定し難いことである。

なお調査当時の報告書から、調査者たちが陪家と判定せられた古墳の内容について抄録してみると、今西竜博士が第二十一号墳の陪家二基に

ついでつぎのように記されてある。

第一陪塚（報告書 p 65） 陪塚第一ハ第二十五号ノ古墳ニシテ円形ナルガ、主塚の前方部ヨリ濠形ヲ距テ、西南ニ在リ直径約七間高サト西方ノ畑地ヨリ計リテ三尺、濠形ノ裾ヨリ計リテ六尺四寸アリ。

塚ノ頂ヲ中心トシテ南北十五尺東西十五尺ヲ掘リテ調査ヲ行ヒシニ、表面ヨリ其西ニ於テ一尺九寸、其東ニ於テ二尺三寸五分ノ深サノ面ニ石床を發見セリ。此石床ハ南北五尺東西十五尺アリテ丸石及角石ヲ使用シ、其丸石ノ石面ハ大石ニテ一尺乃至一尺五寸、中石ニテ一尺乃至六寸ノ直径アリ、小石ハ一二寸ニ過ギズ、角石ノ面ハ長さ約一尺、幅約六寸ニシテ其厚七寸許アリ。石床ハ上述ノ如キ石ヲ二重ヨリ四重ニ積ミテ作成シ、其表面ハ堅ノ中央部ニ於テ少シク高マレリ。此石床ヲ取除キテ發掘スルコト基底ノ地盤以下ニ及ボセシト雖モ何等ノ遺物ヲモ發見セザリキ。

第二陪塚 陪塚第二ハ円墳ニシテ（中略）、其直径ハ東西約十間ニシテ南北四間半アリ。表面ヨリ七尺ノ下方ニ粘土及ヒ石ヲ以テ造レル棺座様ノモノヲ發見セリ。先ヅ粘土ヲ用ヒテ長サ八尺幅一尺四寸乃至一尺八寸ノ小判形ノ座ヲ造リ、コレニ石灰ヲ交ヘシ如キ状ヲ呈スル粘土又ハ小石ヲ用キテ高幅各約二寸ノ縁辺ヲ附セリ。（中略）此ノ棺座様ノ内面ニテ（Z）ノ辺（図示にZ部あるがここではその図を省略する）、一三四ノ朽葉ヲ發見（中略）鉄鏃アリシノミ（下略）。（p 65・66）。

西都原第六十号塚 陪塚第一 陪塚第一は第五十五号と指定しある小円墳にして、直径約六間半高四尺八寸あり（中略）。

東西十尺南北十尺の間掘り下げたるに、頂上より三尺三寸の処に於て全長二尺二寸余の鉄劍一口と長一寸五分許の鉄鏃首三個を發見したり（中略）。同一平面及び更に深く掘り下げて調査したるも他に遺物を發見せざりき。（報告書 p 55）原田淑人博士

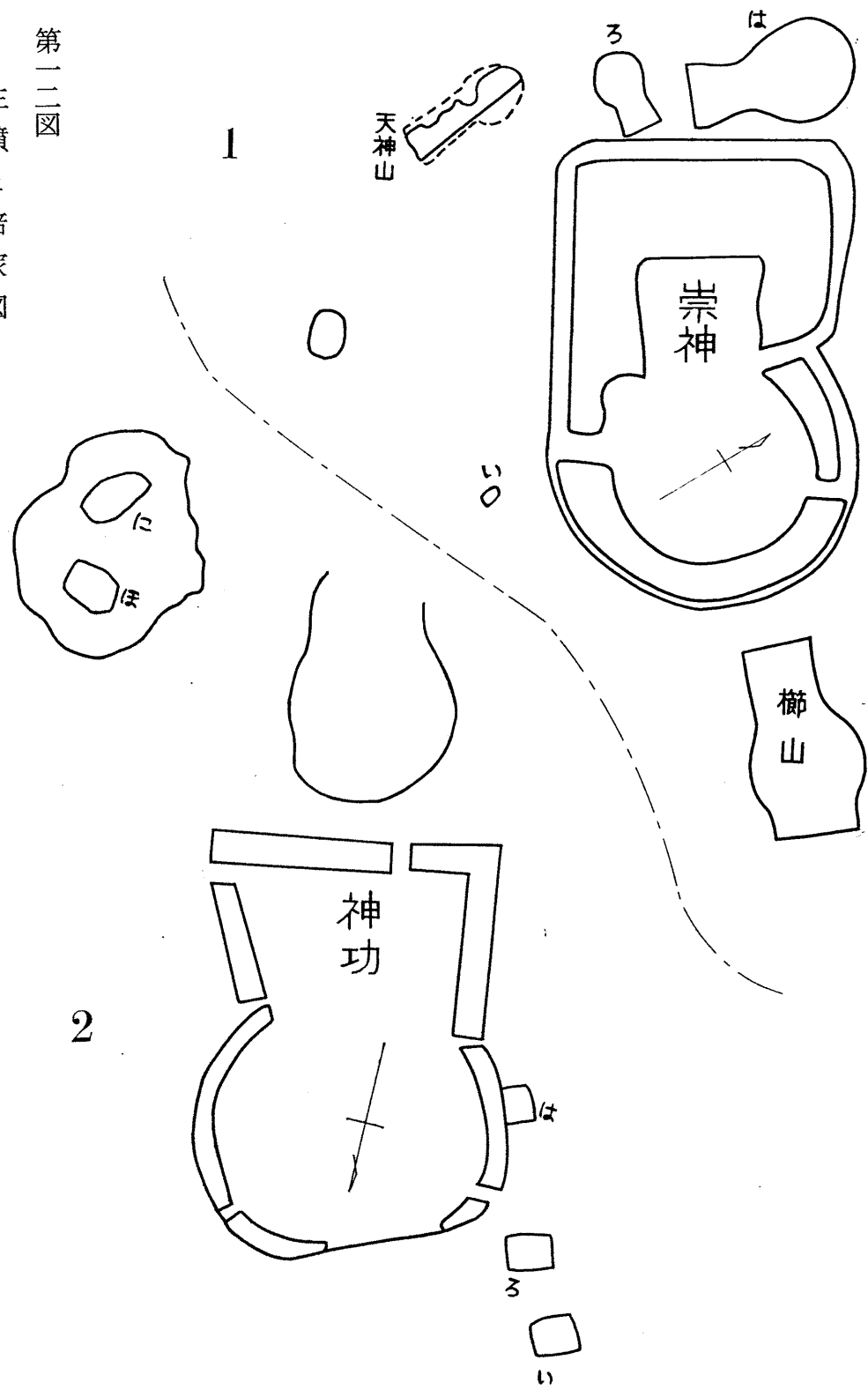
上記抄出資料は僅かであるが、陪塚に埋葬の事実を明らかにするものと、確認に至らぬものがあつた。しかしこれらについてはなお将来の研究に俟つべきものが多い。つぎに双方中円・前方後方墳を主墳とする、陪塚について若干の例をとつてみようと思うが、これらはほとんど前記の場合と大差がなく、資料そのものも貧弱である。

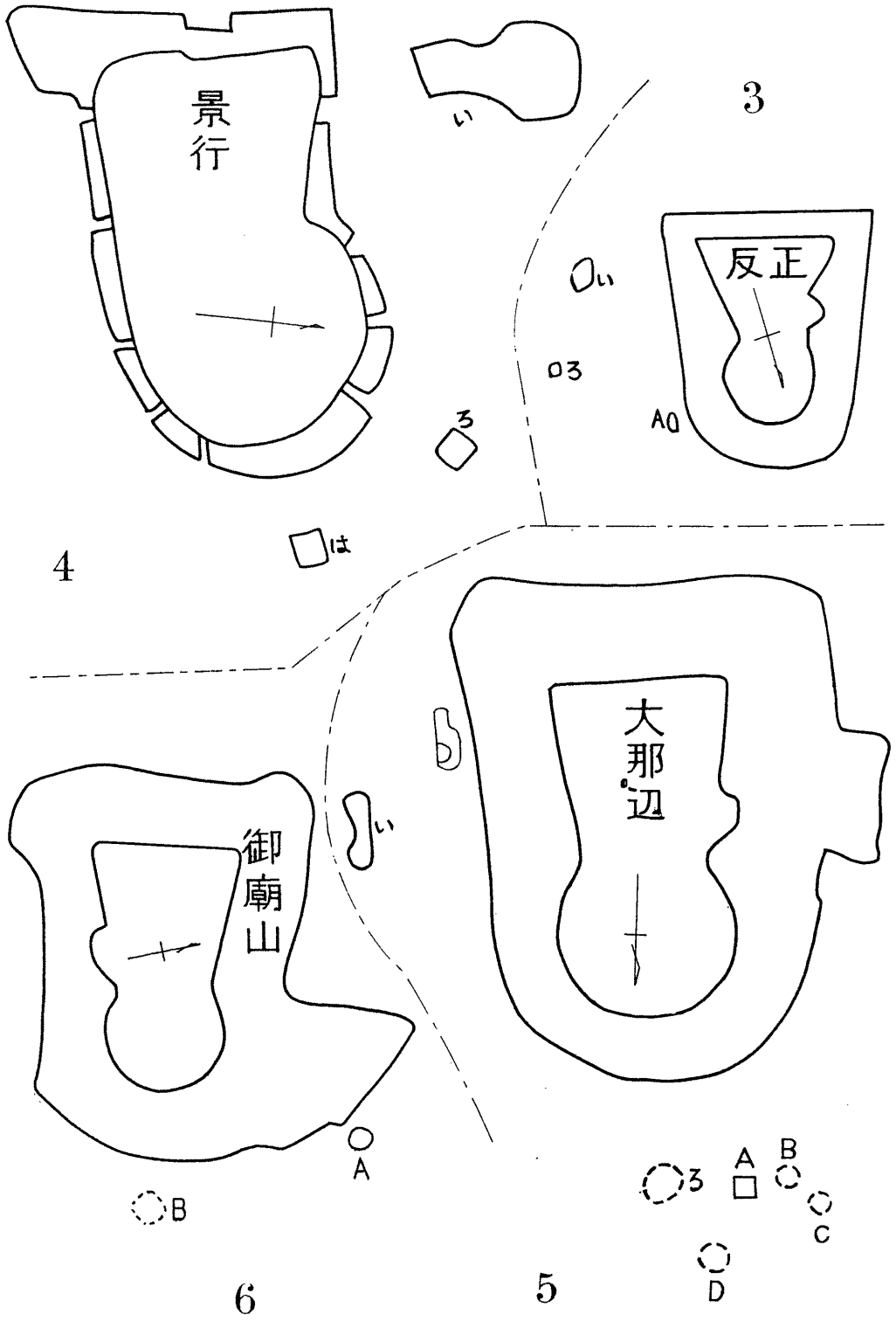
20 西山古墳 奈良県天理市丹波市（図なし）

洪積台地端に築造した西面の双方中円墳であつて、濠外南側と西北部に陪塚と推定される円墳があり、南側の陪塚は、昭和の初めにはまだ小円丘が残つていたが、その後開墾されていまは痕跡さえもわからなくなつた。西北方の分は大形の円墳であつて現在もほほ痕跡を残しているが、何れも内容の詳細は知りえない。

この西山古墳は前方後方墳と推定せられたこともあつたが、最近の航空写真による研究から、双方中円墳であろうと推定され、柳本町の櫛山古墳とともに奈良県では例の少ない形式であるが、私たちは前方後方墳の系統に属する変形と見ている。

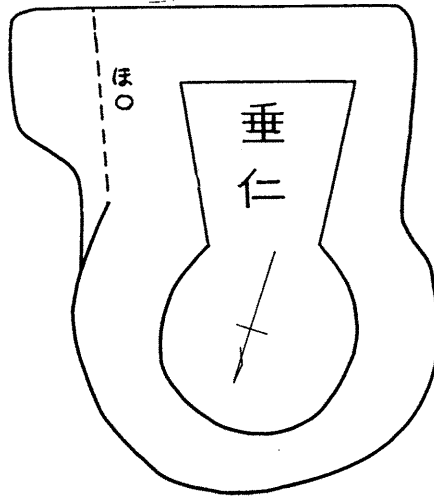
第一二図
主墳と陪冢図





に

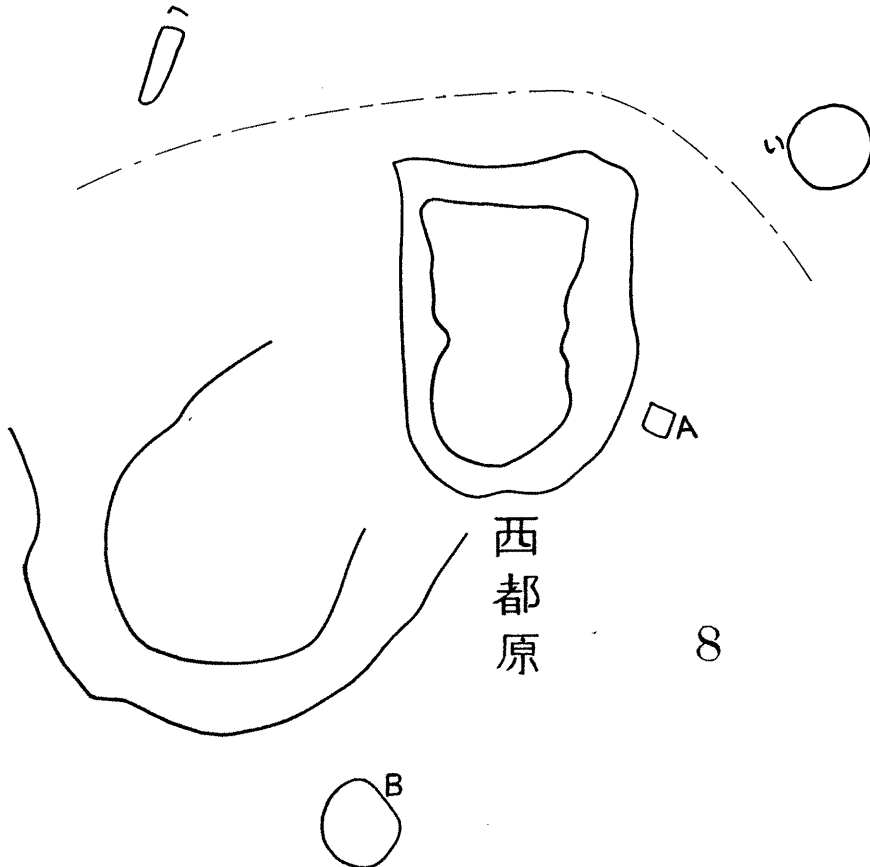
は



30

7

い



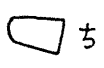
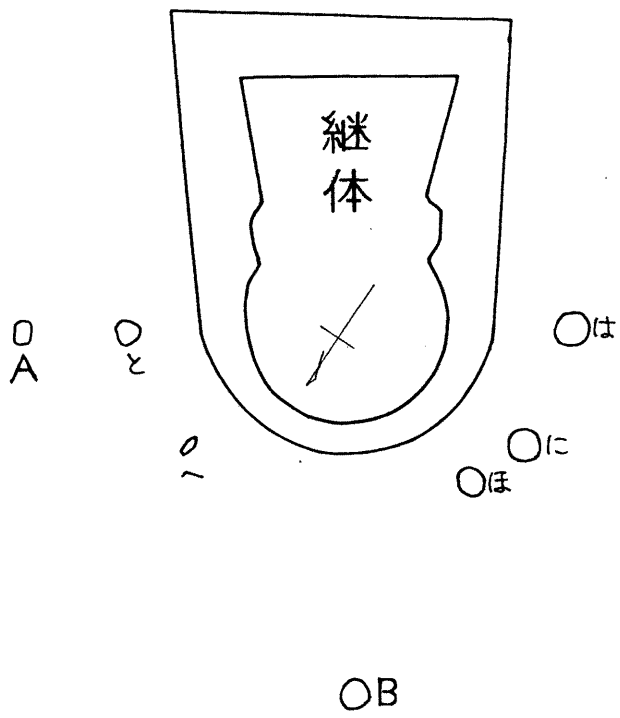
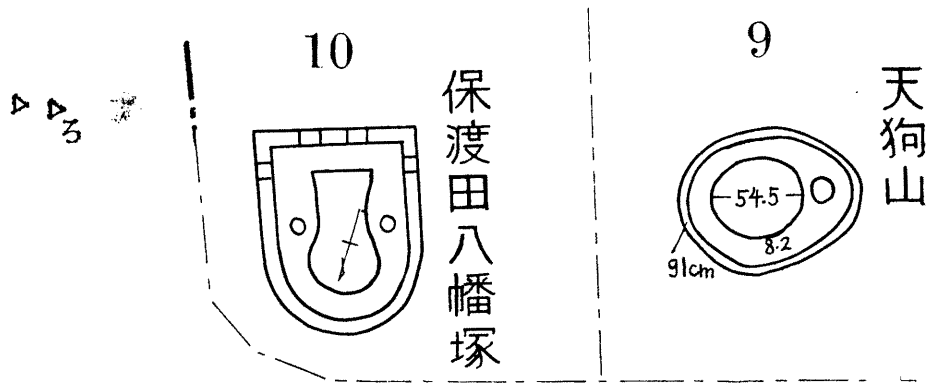
5

A

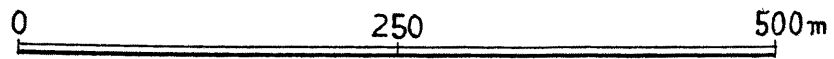
西都原

8

B



1 : 5000



11

櫛山古墳の南北濠外にも陪冢があつたらしいが、現在では確認されていない。他に前方後方墳で、近く円墳の存在する下池山古墳―奈良県天理市の例もあるが、その直接的關係が明らかでない。しかし北方濠外の耕地で、勾玉を検出したことがある。いま封土らしい施設を見ないが、或は陪冢があつて、すでに平夷されたのであろうか。

六 主墳と円墳 陪冢と方・円墳

円墳の主墳は小規模になるので資料は却つて少くなる。各地の古墳群で大小円形の古墳が集団し、主墳と陪冢の判定に困む場合が多いから、ここでは特に顕著な例について記すこととする。

21 近内籬子塚古墳 奈良県五条市北宇智(図なし)

附近にはかなり古墳がある。その中の大形の円墳で、周辺に二三の陪冢があつたらしいが、一基の方墳が明瞭にその所在を示した。内容については詳しくわからない。円墳に従う方形陪冢の例で、開墾され現在痕跡を留めるにすぎないが埴輪円筒列があつた。

22 備中天狗山古墳 岡山県矢掛町(第一二四九)

丘陵の尾端に築造せられた円墳であるが、附近には若干の古墳が散在する。これを発掘した遠山荒次氏の談によると、底径百八尺(約五四・五m)高さ二十七尺(約八・二m)の円形主墳で濠幅六尺外堤の高さ三尺、この濠と堤が北方で拡大し、その中に円形の陪冢があり、この陪冢には石室があつたと云う。石室は埋葬のためか、遺物埋蔵用かについ

ては明らかでなく現在では何とも定め難い。外堤で主墳と陪冢を囲んだ形式は前記保渡田八幡塚の例もあるが、他の地方ではあまり見かけないのは時期的な相違か、或は地方差と見るべきであらうか。

七 主墳と方墳 陪冢と円・方墳

方墳には中期以前と後期の区別が明瞭である。前・中期方墳で陪冢の確認された例は詳かでないが、後期方墳の代表例に石舞台古墳がある。

23 石舞台古墳 奈良県高市郡明日香村岡(図なし)

後期方墳の代表例であつて、丘尾を切断して南西面の横穴式石室を築く。古墳は方形封土に空陸と外堤を周らせ、その西北外方に一、東南外方に二基の陪冢と推定すべきものがあつた。現在は何れも封土を失い、或は全く消滅したが西北方の古墳には、石棺底部と石室基礎が残存するから、埋葬施設の確認が出来る。東南方にあつた二基は、石舞台古墳をわれわれが調査に着手をした昭和七年秋には、組合箱式棺の棺材が残っていたからここにも埋葬が推定される。かように石舞台古墳では、知り得た三基の陪冢の何れにも被葬者があつたと観察すべき可能性が強い。

後期方墳では他に用明・推古・天智等の諸陵があるが、陪冢の配列・その内容について知りうるものがないから、例証としては現在の石舞台古墳をもつて代表的な資料とするに過ぎないが、この時期になれば一般に陪冢施設が少くなることは事実であつて、ここに時代の風潮を示している。しかし却つて人体埋葬の例が多くなるのであらうか。

以上の陪冢に関する若干の資料をとり、いささか私見を附した。こうした研究は全国における古墳について、一掃的な資料を集めて判決を与えねばならないから、私がここに取扱つた如きは、わずかに主墳と陪冢の関係を考察しようとする、一条の視角を求め得たに過ぎないが、一応このあたりで結びをとり、更めてつぎの段階を同諸氏によつて展開していただく準備としよう。先づ陪冢に主目的を置いて問題を絞ると

陪冢は従来概念的に考えられて来たように、陪従的埋葬のみのものではないかも知れない。その中にはたしかに人体埋葬の事実を示すものもあるが、遺物のみが埋められたのではないかと観察される場合もある。従つてこれは主墳に対して、遺物の副葬もしくは供献的意義のもとにつくられたと解釈すれば、同じ様に主墳を周つて配列される陪冢の中にも、内部主体の取扱い方が異なる。ともに陪冢としての大きな意味には変化はないとしても、ここに陪冢の性格に対する新しい視角が開けるのではなからうか。

人体埋葬の例としては允恭陵・今城塚・石舞台古墳等の陪冢が挙げられ、遺物を埋藏した例としては宇和那辺・御廟山古墳等で特に夥しい、鉄材・鉄器・石製品等が埋置されて、その状態は全く死者の身に副へ、もしくは傍らに副葬する場合とは、著しくその趣きを異にしていることに対して、将来特に注意をして観察を与える必要がある。

かように陪冢の本質を鮮明する上に、投ぜられる二つの対照的な問題

と、これとは別に古墳築造の企劃からの観察に資するものとして、つぎのような事項をとりあげることが出来る。即ち陪冢は元来主墳の周辺に散在するから、その形状において概ね小形であることが先決条件をなしている。しかし主墳の大規模なる場合には、規模はこれに伴っている形式も前方後円形を採用する。

しかしこの例としても応神・仁徳陵の陪冢配列位置と、仲哀・継体・清寧陵の場合とは企劃上に若干の相違があるようにも思われる。

これは築造の際の条件によるものかも知れないが一応注意してよいことである。つぎに円、方墳を陪冢とする場合、この形式は最も普遍的なものであるが、これらと前記のものを含めて、陪冢の配列意図、即ち陪冢そのものの形式と位置について、主墳との組み合わせを、築造の最初に企劃されたか、もしくは必要に応じて逐次補足的に築造したかについても観察が必要である。

例えば雲部車塚古墳の様に前方後円墳の左右で、あたかも車の両輪の如くに配置した陪冢と、仁徳陵の様に十数個が主墳を周つて点在する場合、前者には当初からの築造企劃が考えられ、後者にはある時期を経過した後の、追加的築造も混在するのではないかと疑われる節もある。

一見整然とした主墳と陪冢の完成形式とも見えるが、仁徳陵東南にある長山古墳の如きは、その陪冢列からはみ出したようでもあるからこうした疑問も起きる。

つぎに主墳との組み合わせの問題であるが、主墳前方後円に対し、陪

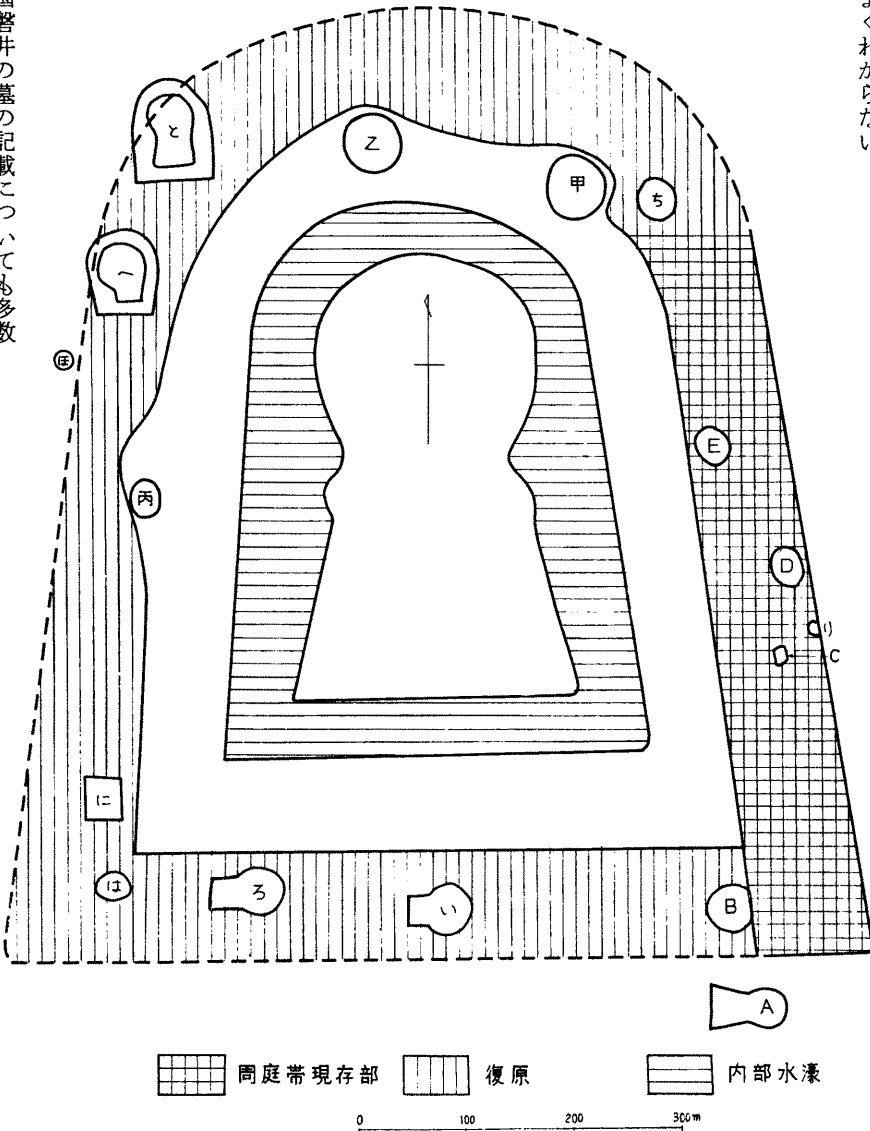
冢前方後円・方・円墳を配列する仁徳陵では、各形式をどんな意図で、主墳との組み合わせを考えていたかがよくわからない。

ここで周庭帯があつたとしてその復原線との関係を考えると、第一四図の様に大部分の陪冢は一応周庭帯の線上に連るわけであるが、長山はわずかに離れ、また他の古墳の場合でもこうした事実がいくつか認められる。従つて陪冢の配列を主墳との組み合わせの点で、位置的にも形式的にも当初企劃による築造と、追加補足の築造とが或は考えられるのではなからうか。

それは人体埋葬と遺物埋蔵との、内部主体の差違に基ずく場合も考慮に入れて置く必要もあらうと思われる、宇和那辺陪冢高塚では鉄材、御廟山陪冢カトシボ山では、鉄器と石製品的大量蔵置のあつた点なども思

い合わされることである。例えば筑紫国警井の墓の記載についても多数の遺物がある。これらのすべてを主墳の同封土内に副葬したか或は別置

したかを考える場合に、別置すれば遺物のみの塚が築造されることも推



第一四図 仁徳陵周庭帯推定復原図

定せられるから、これを陪冢的位置に配列したならば、人体埋葬のない

陪家が現われる。この推定と多少とも共通した考察を与えられるのは、保渡田八幡塚の前方部外堤で、封土の正面にあたる部分における埴輪の配列である。ここでは左右に別け長方形に円筒列で囲み、その内方に人・馬・水鳥・鶏の形象埴輪を樹てあつた。考え方によれば墳丘上に置くべき埴輪を、外堤上にその位置を移したに過ぎないとも云えるが、埴輪の樹立意図については、特にそれだけで人体埋葬を絶対視することもできない。将来なお解決を求めなければならぬのであるから、注意を要することではないかと私は考える。

主墳と陪家について上述の事実と観察を進めた終りに、これを大まかに総括してみるとつぎの様なことが云えるのではなからうか。

陪家は前方後円墳の整備された古墳形式に、最も具体的に見られることは仁徳陵によつて代表される。しかし崇神・景行陵のように丘尾切断の古墳形式では、陪家の配置が地形のために制扼され、また石舞台古墳の如き後期の例では、陪家の規模が小さくなり、もしくは全然これを見ない場合もある。

しかしその陪家は内容的に、埋葬と遺物副葬の二つの目的があつたのではないかと推察せられる。この解決は将来の研究に俟つべきものであるが、かかる現象も壮大な中期前方後円墳の陪家で特に想定されるが、後期古墳にあつては埴形の如何に係わらず、埋葬が主となる傾向があるように思われる。

こうしたことで今後確認される時期が来れば、小形古墳の立地状態か

ら主墳となるものとの関係と、陪家と認められた古墳の内部主体の状態によつて、陪家の築造意図とその時代的変遷過程をも考えうるのではなからうか。

丘陵利用の古墳や丘尾切断形式による大形前方後円墳では、立地環境上多数の陪家を配列することが困難であつたに反し、後期古墳の時期になると、前方後円墳は再び丘陵上に復帰することにはなるが、墳丘形式の完備を考えるならば、陪家の数を減少する必要がない。それにも拘わらず陪家がなく、或は非常に少いと云う事実に対しては、なお追究を要する問題を残しているのではないか。また石舞台古墳の如きは三基の陪家と見られる古墳のすべてに、埋葬施設のあつたことは注意を要することと考える。

更に臆測が許されるならば、主墳の石室内に、多数の遺物が副葬されている事実とも関連をもつのではなからうか。従つて陪家と見られる古墳の内容を時期別にして観察することも必要である。

つまり血縁者・随従者等の陪葬のために設ける場合と、遺物供献的な形をとることは、時期によつてその傾向に差があるのではないかと云う点である。

以上私は前篇で古墳の周庭帯のあり方について、また後篇で主墳と陪家の関係を、私見に基いて一通りの観察を投じたのであるが、その結果周庭帯の認識から応神・仁徳陵の場合、別記の如き結果を得た。これはもとより私の観察した、周庭帯の復原から論じたことであるので、決し

て断定するわけではなく、問題提起の意味に過ぎない。殊に復原線のと
り方によつては計算上に差違の出ることは言うまでもない。尤も私は宮
内庁の実測図を基とし、或は現地について観察し計測をしたので、それ
ほど皆さんのものではないと思うが、どこに不慮の誤算があるかも知れ
ないから、断定はつきつきに生れる研究の成果に委ねたい。

しかし仁徳陵の周庭帯が、はたして私の復原したような範囲に、築造
当初の企劃にあつたものとすれば、陪家の多くは周庭帯地域内に収めら
れることとなる。従つて周庭帯の確認は陪家が主墳との連鎖関係におい
て陪従的な位置の判断を与える上に、一つの抛り所を与えることになる
のではないかと考へる。各地の陪家の記述にあたり、一見して主墳に従
うことの肯定されるものと、そぐわない場合とがある。しかしその区別
はかかなり困難であつたが、周庭帯のある古墳は仁徳陵の例に倣つてこれ
を判別するに、可能な一線をひくことが出来るのではないかと考へる。

仁徳陵の周庭帯もまだ仮定の域を脱しえないのに、こうした見解を与
えることは、仮説の上に定説を積むような結果にもなり兼ねないが、私
のこの場合は、ある程度の実証となるものと認めてからのことであるの
でこの点は諒とされたい。

これを要するに他の古墳でも、周庭帯があればその外線に接するとか
距離的にはどうかと云うことで、主墳と陪家の関係についてある程度の
観察を強めうることを、周庭帯と云う古墳施設の新しい認識から寄与さ
れるものがあるように考へる。

私はこの記述で、周庭帯と陪家を一連のものとして取扱つたゆえん
は、古墳の築造におけるこうした二つの企劃が、全く無関係ではなかつ
たと云うことと、従来忘れられていた周庭帯を復原すると、延喜式の陵
墓兆域に接近する場合もあると云うことと、陪家との関係及び陪家には
埋葬もあるが、遺物のみの埋蔵が推察され、前者は陪葬、後者は主墳に
対する遺物の供献的意義をもつて築造した場合もあるのではないかと、と
云うような諸事項について注意を促したためであつた。(三六、七、五)⁽⁴⁾

註1 『山陵志』凡陵側之地、必有三五丘冢、乃視之陵、頗小、而班列其前

後左右、此蓋當時所陪葬者也、其狀率皆円、則人臣墓制亦從可知、然
其象宮車、不_レ必為帝陵也、何者其類間有_レ之、而以_レ其非_レ史及諸陵式
之所_レ載、莫_レ審_レ為_レ何物、疑是皇后皇子若重臣、別勅所_レ許、或帝王改葬
而其故陵尚存也。

註2 『日本書紀』卷十五 清寧紀

冬十月、癸巳朔辛丑、葬_二大泊瀬天皇于丹比高鷲原陵。于_レ時舉人、晝夜
哀_二号陵側、与_レ食不_レ輟、七日而死。有司、造_二墓陵北_一以_レ礼葬_レ之。

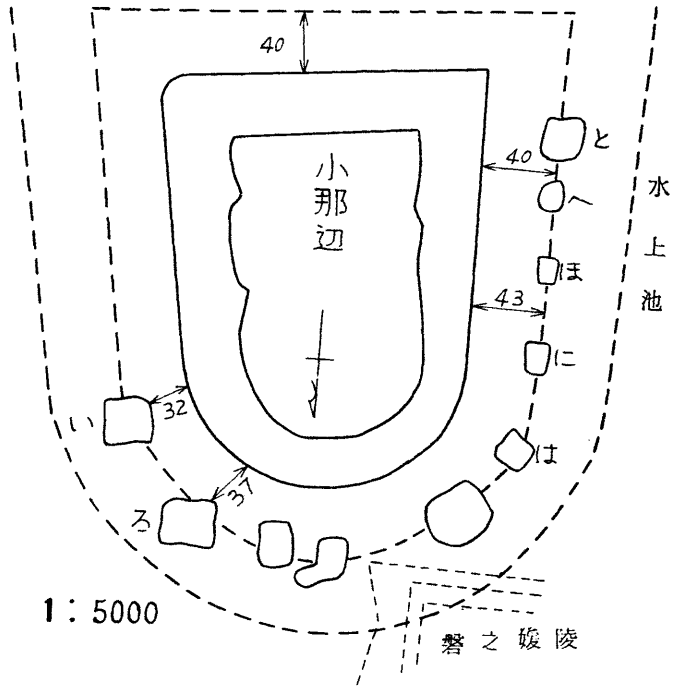
註3 応神前方向に向い合つた質屋山は、立地から云えば丸山を挟んでいて、

応神陵の陪家とはし難いが、北方の仲津山陵では、古室山が前方向を向け
ている。偶然かも知れないがこの一連の古墳立地と、前方向の相対した状
態をもつて、主墳と陪家の関係で考へることができるとどうかである。古
市古墳群中の立地状態としても、何か意味をもつてはなかるうか。

註4 陪家として現在宮内庁指定の古墳で、応神陵陪家墓山の如きは独立の参

考地たるべきであり、また仁徳陵陪家で指定洩れが若干ある。陵墓の多い
近畿地方各地にこのような問題があるから、古文化財の保存と陵墓管理の
面からもこの際整理を要する。奈良県・大阪府で刻々破壊されつつある古
墳を、どの程度保護するかについて深い考へが必要である。

陪家については西川宏氏の陪家論序説(考古学研究第八巻二号)がある。



1 : 5000

第一五図 小那辺周庭帯

この校正の出たあと、古墳築造企劃の研究を担当する上田宏範君から連絡があり、小那辺の周庭帯は水上池までとる可能性が強くなった。従つて磐之媛陪家三基は、小那辺に属すると見られるので、この図を補足した。